

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成20年度 業務実績評価シート

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
第1 中期目標の期間			
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	
通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。			
1. 研究に関する事項	1. 研究に関する事項を達成するための措置	1. 研究に関する事項を達成するための措置	
(1) 重点調査研究に関する事項	(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置	(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置	
研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。	研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。		
ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	
	運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事とによるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。		
	a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。	a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等についての研究を行う。 具体的には、①食事調査を行った中年男女を対象とした「運動基準(エクササイズガイド)2006」で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究、②レジスタンストレーニングが生活習慣病危険因子と体力に及ぼす影響に関する研究、③行動科学的アプローチ等によるメタボリックシンドロームリスク低減を目的とした効果的な食事と運動介入に関する研究、④1日当たりの身体活動量や食事として摂取すべきエネルギー（エネルギー必要量）を、加速度計や質問紙を用いて正確に評価する方法を確立するための研究を行う。	①「エクササイズガイド 2006」で示された運動・身体活動量の生活習慣病発症予防効果を検討するための大規模介入研究において、1,200名を超える登録及び約650名の割り付けと介入を行った。 ②介護予防と動脈硬化予防を両立させる筋力トレーニングとして緊張力維持法(スロトレ)の効果を検討するため、37名の健康男性を対象として無作為割り付け介入研究を実施した結果は、通常筋トレ群と同様にスロトレ群で四肢血流量が増加すること、また筋量の増大に伴い安静時代謝が増加することが示唆された。 ③佐久肥満克服プログラムにおいて、食事と運動を併用した介入により、活動量増加、体重減少、血圧低下などの効果が、引き続き認められた。 ④二重標識水法を基準とすると、JALSPAQ（身体活動量質問票）は、他の質問紙法に比べ、成人における総エネルギー消費量をより正確に推定できることが明らかになった。また、歩行速度や歩幅、歩行ピッチを変えた場合、一次元加速度計では歩数やエネルギー消費量が過小評価される傾向がみられたが、三次元加速度計ではより正確に推定できることが明らかになった。
	b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する	b 高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症するメカニズムを解明するために、平成19年度に樹立した遺伝子操作動物由来膵β細胞株を用いて膵β細胞増殖機構の分子メカニズムを検討する。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物のインスリン抵抗性において血管内皮細胞の機能やインスリンシ	・遺伝子改変動物由来膵β細胞株を樹立し、IRS-2 遺伝子が膵β細胞増殖に関与していることが示唆された。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物のインスリン抵抗性において、血管内皮細胞のインスリンシグナルによって調節される血管内皮機能が重要な役割を果たしていることが明らかになった。 ・運動により増加する骨格筋の PGC-1αアイソフォームを同定するとともに、α2-AMP-キナーゼの役割を明らかにした。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績			
		c ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。		グナルが果たす役割について、その分子メカニズムを検討する。 運動の肥満・糖尿病予防機序、栄養素による脂肪肝・肥満発症機序とそれらの予防法、エネルギー摂取制限によって生じる生体適応及び適応破綻の機序を明らかにする。		・高脂肪食による脂肪肝を予防する食品成分を探索した。また、SHRSP ラットを用いて、食事の蛋白質比率が脳出血罹患に最も大きな影響を与えていることを明らかにした。			
				c 罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で 2 型糖尿病感受性領域としてマップした遺伝子で同定には至っていない領域についてハプロタイプブロック・ハプロタイプ標識 SNP の情報を利用した解析を行って、2 型糖尿病感受性遺伝子を同定する。 これまでに明らかにした 2 型糖尿病感受性遺伝子で、その機能が未知のものについて、遺伝子欠損マウスを作製し解析を行う。		・罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析により、2 型糖尿病感受性領域としてマップされているが遺伝子の同定に至っていない染色体領域について、標識 SNP 情報を利用して解析し、新たな日本人 2 型糖尿病感受性遺伝子の絞り込みを行った。 ・Whole Genome Association Study (GWAS) によって、インスリン分泌に関与すると考えられる新たな日本人 2 型糖尿病感受性遺伝子を同定した。 ・これまでに明らかにした 2 型糖尿病感受性遺伝子でその機能が未知のものについて、遺伝子欠損マウスを作成し、当該遺伝子がインスリン分泌に関与していることを明らかにした。			
評価の視点等	【評価項目 第1－1（1）A 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】			自己評価	S	評 定			
				運動、食事による肥満・生活習慣病予防に関する介入研究をはじめ、罹患同胞対による全ゲノム解析や Whole Genome Association Study による 2 型糖尿病感受性遺伝子の同定、遺伝子改変動物を用いたインスリン抵抗性における血管内皮機能の役割の解明、脂肪肝を予防する食品成分の探索など、生活習慣による健康への影響の解明に向けて数多くの優れた研究成果を上げた。		（評定理由） 運動や食事の生活習慣病との関連の解明、「エクササイズガイド 2006」による生活習慣病予防効果の調査、2 型糖尿病感受性遺伝子の同定など、優れた研究成果を上げ中期目標・中期計画を上回るものと評価できる。今後、運動と食事の併用効果に関する詳細な検討や、国民の健康にどう役立つのかをわかりやすく伝える工夫が必要である。			
【数値目標】 －				－					
【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。				実績：○ 新たな 2 型糖尿病感受性遺伝子の同定、インスリン抵抗性における血管内皮機能の役割の解明など、国際的にも評価の高い研究成果を数多く上げた。（業務実績 p. 4 参照）		（各委員の評定理由） ・2 型糖尿病感受性遺伝子の同定、インスリン抵抗性における血管内皮機能の役割の解明等、生活習慣による健康影響の解明に向け数多くの優れた研究成果を上げた。 ・生活習慣病予防のための多くの研究実績をあげたと評価するが、運動と食事の併用効果に関する研究成果については、今後に期待する。 ・運動または食事と生活習慣病との関連解明に関する研究成果は素晴らしいが、併用効果についての成果は少なく、中期計画を大幅に上回っているとはいえない。一層の成果を期待したい。 ・生活習慣病予防上の運動と食事に関する複合的な調査・研究体制が整い、成果を挙げ始めている。しかし、テーラーメード予防法に向けた革新的な進歩は見られない。 ・運動と食事の併用効果についての行動変容理論介入、「エクササイズガイド 2006」での生活習慣病発症予防の介入の調査データは価値あると思うが、その結果をどのように国民の健康保持の観点から、情報として社会に提供したのかが不明である。またインスリン抵抗性の分子機構の研究については関連する論文が多くあり検討されているので、ここでの研究が特別に特記できるという客観的な説明がされる必要がある。全体としては成果を挙げており A 評価が適している。			
・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。				実績：○ 厚生労働省策定の「エクササイズガイド 2006」で示された運動・身体活動量の生活習慣病予防効果を検証するための大規模コホート研究に着手するなど、国の生活習慣病予防や健康づくり施策の推進に寄与する研究成果を上げた。（業務実績 p. 2 参照）					
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。				実績：○ 研究成果は、主に欧文原著論文として、国内外の主要な学術誌に発表している。コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図っている。					
							（その他の意見） ・民間の研究機関、大学等で実施しにくい研究はどれなのかがわかりにくい。成果を示す際、この点を明確に示して欲しい。 ・研究成果と重点調査研究課題である生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果との関係について明確にする必要がある。 ・運動、食事による肥満、生活習慣病予防に関する介入研究においては多施設共同研究等による地域性や N 数の確保により精度の高い研究としていただきたい。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績	
イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究		イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究 日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本２１」の評価への応用という点を重点目標とする。 a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成２０年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成１９年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。 b 「健康日本２１」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。		イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究 a 厚生労働省が実施する日本人の食事摂取基準（2010年版）の策定に協力する。研究所内外の学識者によるワーキンググループで、基礎資料の収集と系統的レビュー及びそのデータベース化を図るとともに、実際の策定作業にレビューの結果が反映されるよう、厚生労働省および策定検討会に必要な十分な資料提供・技術支援を行う。 日本人の食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るため、ヒトを対象とした栄養疫学研究及び食事摂取基準の活用に関する調査研究を実施する。 b 国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を実施する。			
評価の視点等	【評価項目 第１－１（１）イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究】	自己評価	S		評 定	A	
【数値目標】 －		「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の平成 20 年度内策定に向けて、策定検討会及びワーキンググループの委員として、科学的根拠となる文献の収集及び系統的レビューなど中心的な役割を果たすとともに、食事摂取基準の根拠となるデータを得るための栄養疫学的な調査研究にも積極的に取り組んだ。			（評定理由） 「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の策定に当たって、国内外の情報収集及び系統的レビュー、科学的根拠の提示など、中心的な役割を果たしかつ、策定に当たって行った栄養疫学的な調査研究の価値は高く、中期計画を上回る成果を上げたことは評価できる。今後、日本人を対象とした介入研究の実績の積み重ねが望まれる。		
【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。		実績：○ 栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を行った。			（各委員の評定理由） ・栄養疫学的な研究、栄養素等に関する国内外の情報収集及び系統的レビュー、身体活動によるエネルギー消費量の正確な測定法の開発等、「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の策定に向け、科学的根拠を与えるとともに、策定検討会等の委員として、中心的な役割を果たした。 ・食事摂取基準の策定や国民健康・栄養調査方法の標準化に関する研究業務は、公平性・中立性が重視されるものであり、国の独立行政法人が担うべきものとする。この面で多くの業績をあげたことを高く評価する。		
・わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。		実績：○ 地域住民を対象とする栄養摂取状況と健康状態との関連についてのコホート研究を行うなど、わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与する研究を実施した。			・「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の策定にあたって取り組んだ栄養疫学的な調査研究の実践的な価値は高く、中期計画を上回る成果をあげている。		
・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。		実績：○ 栄養素等に関する国内外の情報収集及び系統的レビュー、身体活動によるエネルギー消費量のより正確な測定法の開発など、「日本人の食事摂取基準 2010」の策定に有用な科学的根拠となる研究成果を上げた。（業務実績 p. 4 参照）			・「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の出版への貢献を評価したい。		
・「健康日本２１」推進のために有用な資料となるものであるか。		実績：○ ミネラルの代謝に関連する栄養素及び非栄養素成分の栄養生理学的意義の解明及び測定法の確立をはじめ、地方自治体における国民健康・栄養調査のデータ活用に関する技術支援など、「健康日本 21」の推進に役立つ研究成果を上げた。（業務実績 p. 6 参照）			・「日本人の食事摂取基準」は国民の健康管理をする上でバイブルとなることから文献レビューは当然であるが、日本人を対象とした介入研究の実績を積み重ねていただきたい。		
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ これらの研究成果は主要な学術誌に論文として発表するとともに、「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の策定にあたっての根拠となるデータとして活用されるとともに、「健康日本 21」の推進にも役立てた。			・疫学調査、研究成果等の成果の質がS評価に相当であるという判断はできない。また、栄養疫学調査、日本人の食事摂取調査、幼児の血中ミネラル分析は結果のもつ質と、その内容が国民の健康増進にどのように役立てられるかの関係が無いこと、などの理由でA評価が適当である。		
					（その他の意見） ・「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」策定のための基礎研究が今ひとつの感がある。健康・栄養調査技術研修セミナーはテレビ会議システムを用いて全自治体の行政栄養士が参加できるものもありまぜるなどの工夫が必要だろう。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。 a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。 また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。 b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、幅広く公開する。	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 a 食品からの抗酸化物質の摂取量と生活習慣病の発症リスクなどの因果関係を明らかとする研究の第一段階として、多くの食品について抗酸化価の測定を行い、結果をまとめたデータベースを構築する。また、ORAC アッセイとHPLC ポストカラム法を組み合わせた食品中抗酸化物質の一斉分析法を用い、食品中の有用な抗酸化物質の探索を行う。 食品由来の生理活性物質の強化の可能性を評価すると同時に、細胞接着因子の遺伝子機能を指標にした複数の評価系で、慢性疾患の補完・代替医療成分として有望な食品由来の生理活性成分の絞り込みを行う。 b 科学的根拠に基づく最新の健康食品情報並びに国内外の危害情報を継続的に蓄積し、ホームページ上で公開する。平成20年度は、特に既に掲載している情報の見直し、新たに特別用途食品の製品情報を公開するための準備作業を行う。また、健康食品全般として情報収集と提供をより効果的に実施するための関連機関との連携について重点的に対応する。	・生鮮食品素材の抗酸化力から調理品の抗酸化力が推定できるか、34品目のモデル調理品を作成して検討し、計算値が実測値の91±28%の範囲に収まることを確認した。 ・食品に含まれる抗酸化機能性成分が生体に及ぼす影響について研究するため、日常的に摂取されている食品について、含有抗酸化物質量の測定を開始した。 ・ORAC 法による食品の抗酸化力の測定方法をまとめ「食品機能性評価マニュアル集第II集（日本食品科学工学会）」に掲載するとともに、分析方法の妥当性に関する研究室間比較試験を継続的に実施した。 ・トコトリエノール（V.E 同族体）のシクロデキストリン包接化により、トコトリエノールが有する抗中皮腫活性が強化されることを in vitro で確認した。 ・大豆由来のBBI（プロテアーゼ阻害物質の一種）を重合させた試料を抗原として用いて、BBI を特異的に認識する抗体の作成に成功した。また、食餌に BBI を添加することにより、マウスに移植した腫瘍にコネキシン43（癌抑制遺伝子）が誘導され、腫瘍が退縮することが確認された。 ・科学的根拠に基づく最新の健康食品情報並びに国内外の健康危害情報を継続的に収集・蓄積し、「健康食品の安全性・有効性情報」サイトで公開した。本年度は、掲載情報（特に「話題の成分に関する情報」）の見直しを重点的に行うとともに、更新情報のネット会員（約4,000名）へのメールによる提供（月1回）を引き続き実施した。当該サイトへのアクセスは毎月約23万件（約8,000件／日）と昨年度に比べさらに増加した。 ・また、健康食品の情報収集及び提供をより効果的に実施するため、国民生活センターや東京都健康安全研究センター等の関係機関との情報交換に努めた。 ・新たに「特別用途食品・栄養療法のデータベース」を構築するための設計及び特別用途食品の製品情報の収集など、来年度のホームページ公開に向けた準備作業を進めた。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（1）ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】	自己評価	S		評 定	S	
		国民の関心が高い健康食品の安全性・有効性に関する最新情報を収集・分析し、ホームページ等を通じて国民や専門家等へ迅速に情報提供するとともに、新たな機能性成分のヒトにおける有効性に関する検討等の研究にも引き続き取り組んだ。 また、特別用途食品制度の改正に伴い、病者用食品等が適切に利用されるよう、新たに「特別用途食品・栄養療法データベース」の構築に向けた準備を進めた。			（評定理由） 健康食品の安全性・有効性に関する情報を収集・分析し、科学的根拠のある情報として幅広く提供し、中期計画を大幅に上回る成果を上げた。また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」は医療現場待望の企画であり、その準備作業を評価する。		
	【数値目標】 －	－					
	【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。	実績：○ 健康食品の安全性・有効性に関する情報の収集・分析及び評価など実用的な研究を中心に、トコトリエノールなどの機能性成分の有効性評価や食品の抗酸化力測定法の開発など、食品に関わる質の高い研究を行った。（業務実績 p. 6 参照）			（各委員の評定理由） ・健康食品の安全性・有効性に関する情報収集やその提供は国民ニーズの高いものである。この点について、十分な成果をあげたと評価する。 ・健康食品の安全性・有効性に関する情報を収集・分析し、科学的根拠のある情報を提供した。		
	・「健康食品」を対象とした食品成分の有効性及び健康影響について評価し、幅広く公開しているか。	実績：○ 健康食品の安全性・有効性について、国内外の情報収集及びレビューを行った上で、適正な情報をホームページやメール等を通じて幅広く提供しており、利用者数も着実に増加している。（業務実績 p. 8 参照）			・健康食品の安全性・有効性の研究について、本年度の設定目標を概ね達成している。しかし、「健康食品成分」の有効性や健康影響について幅広く情報ネットワークを利用して公開しており、A評価とする。 ・国民の関心が高い健康食品の安全性評価については非常によく取り組み、その成果をタイムリーな情報発信に結びつけている。これらの活動は中期計画を大幅に上回っている。		
	・ヒトにおける有効性評価に応用できる研究が行われているか。	実績：○ サプリメント成分として利用されているトコトリエノール及び今後利用が期待されるBB1について、腫瘍等に対する有効性評価を引き続き実施した。 また、ORAC 法の標準化及び他の分析法との組み合わせによる食品中の含有抗酸化物質質量の一斉分析法の開発についても成果を上げた。（業務実績 p. 6 参照）			・「健康食品」と称する食品の評価においては国民全般に向けてタイムリーで精力的に行う必要がある。 ・「健康食品の安全性・有効性情報」の発信活動を評価する。また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」は医療現場（医療従事者及び患者）待望の企画である。その準備作業を評価する。		
	・情報発信はタイムリーに行われているか。	実績：○ 健康食品の安全性・有効性及び健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約4,000名に対して毎月定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。（業務実績 p. 8 参照）					
	・国内外の情報を蓄積し、共有を図るため、多くの専門家が「健康食品」情報ネットワークに参加し、データベースの充実に寄与しているか。	実績：○ 健康食品に関する最新情報の収集・蓄積及び共有を図るため、インターネットを活用した情報・意見交換を行うとともに、国民生活センターや東京都等との情報交換や連携に努めた。（業務実績 p. 8 参照）			（その他の意見）		
	・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：△ 健康食品の安全性・有効性評価、食品中の抗酸化物質測定法の開発を中心とする研究成果を国内外の学会誌等に発表した。とくに健康食品の安全性・有効性評価に関する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画	年 度 計 画			業 務 実 績		
（２）重点調査研究以外の調査研究に関する事項		（２）重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置	（２）重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置					
ア 科学技術基本計画（仮称）に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。		ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。	ア 独創的で、次期中期計画において発展的に展開し得る研究課題のシーズとなるような研究を、所内公募による競争的な環境の下で行う。 その際、外部の専門家を含めた事前・事後の評価を行い、研究の質を担保する。			・「重点調査研究」ではカバーされない領域の独創的かつ萌芽的な研究課題（「創造的研究」）を所内公募し、審査委員（研究所内部：研究企画委員会委員 9 名及び外部：運動生理学、予防医学、食品科学及び代謝病学の専門家 4 名）が事前評価を行い、11 件の応募課題のうち 6 件を採択した。 採択された課題の研究テーマは、「血管内皮細胞におけるインスリン情報伝達経路（インスリン受容体基質）と生活習慣病」、「全ゲノム解析と食習慣聞き取り調査による肥満・糖尿病発症機構の解明」、「骨格筋の機能保全の分子機構の解明と生活習慣病予防への応用」、「高脂肪食性脂肪肝における転写因子活性化機序解明と食品による予防法の開発」、「特定栄養素欠乏による脳血管障害への影響およびそのメカニズムの解明～脳卒中自然発症マウスの作出～」、「健康被害情報に基づくイチョウ葉エキスと医薬品の相互作用の解明」である。 なお、外部委員を含めた審査委員による事後評価においては、いずれも良好な成果が上げられていた。		
イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画（仮称）に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。		イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。 また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。	イ 生涯を通じた健康づくりの一環として、栄養教育の面から、食育、メタボリックシンドローム、高齢者の食介護に関する研究を行う。 人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホート研究を進める。 効果的な食育展開のための行動科学的アプローチの仕方、環境整備、評価法について研究する。 日本栄養士会など関連する職能団体や学会等との協調により卒後教育のあり方について検討する。			・人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホートを設定し、実施に向けた準備を完了した。メタボリックシンドローム予防のための行動科学的アプローチによる栄養教育が、行動変容を伴う減量効果を引き起こすことを明らかにした。 ・若年成人の朝食欠食を改善するためのアプローチ法を検討するためのアンケート調査を開始した。 ・高齢者介護施設において食介護の実態について調査し、咀嚼・嚥下困難者への食事提供における問題点を明らかにした。また、嚥下困難者用食品の基準見直しにおいて、基礎データの提供及び作成に関与した。 ・効果的な栄養教育のあり方について、各種団体と意見交換を行うとともに、特定保健指導のための人材養成研修において関連職能団体を支援した（計 8 件）。 ・食育推進に関わる団体と食育のあり方について検討するとともに、実践に向けて支援を行った（計 21 件）。		
評価の視点等	【評価項目 第 1－1（２） 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置】		自己評価	A		評 定	A	
【数値目標】 －			創造的研究費を活用した若手研究者による独創的・萌芽的な研究、地域住民を対象とするコホート研究、高齢者の咀嚼・嚥下障害への対応に関する実態調査など、重点調査研究以外にも、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施した。			（評定理由） 健康・栄養に関わる幅広い分野において、いくつかの創造的研究を実施し、中期計画を上回る成果を上げた。しかし、食育推進基本計画に資する調査研究について、成果があまりよくみえない。		
【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。			実績：○ 研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。（業務実績 p. 8 参照）			（各委員の評定理由） ・健康・栄養に関わる幅広い分野において、いくつかの創造的研究を実施し、成果を上げた。 ・競争的及び共同・委託研究を積極的に獲得し若手研究者の育成により一層力を注いでいただきたい。		
・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。			実績：○ 所内公募により採択した独創的・萌芽的な研究課題(創造的研究) 6 件については、将来のシーズとなりうる優れた研究成果を上げており、外部評価委員会においても高く評価された。（業務実績 p. 8 参照）			・本項目に該当する研究調査の内容は、独創性に関して評価できない。さらに、将来のシーズとして、研究所が評価しているかどうか疑問がある点がマイナスであり B 評価が適当である。		
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。			実績：○ 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で発表した。地域住民を対象とする大規模コホート研究については、規模をさらに拡大し、引き続き研究を進めていく計画である。（業務実績 p. 10 参照）			・本項とかかわる 2 つの中期計画のうち、基礎的、独創的、萌芽的研究の実施に関しては計画を上回る成果を認めるが、食育推進基本計画に資する調査計画の推進については成果があまりよくみえない。		
・関連団体との連携による情報提供は適切に行われているか。			実績：○ 効果的な栄養教育のあり方や特定保健指導を担う人材養成、食育推進等について、日本栄養士会等の関係団体と連携して、意見交換や検討を進めた。（業務実績 p. 10 参照）			・重点研究にはない面白さがある。		
						（その他の意見） ・国の独立行政法人でなければできない調査研究なのか、そうした面からの更なる検討が必要と考える。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績			
（３）研究水準及び研究成果等に関する事項 ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。		（３）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を２５０報以上、口頭発表を７５０回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。		（３）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア 論文、学会発表等の促進 研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文 50 報以上、口頭発表 150 回以上を行う。 そのため、優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。		・ 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌 74 報、和文誌 16 報の計 90 報（2.1 報／特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。 ・ 国内外の学会における発表は、国際学会（国内での開催を含む）83 回、国内学会 217 回の計 300 回（7 回／特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会 37 回、国内学会 108 回であった。 ・ 優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により 4 件の海外渡航旅費の付与を行った。			
評価の視点等	【評価項目 第１－１（３）ア 論文、学会発表等の促進】		自己評価	S	評価の視点等			評定	S
【数値目標】 ・ 中期目標期間内に、学術論文の掲載を 250 報以上、口頭発表を 750 回以上行う（19 年度内に学術論文の掲載を 50 報以上、口頭発表を 150 回以上行う）			英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。			（評定理由） 国際的に評価の高い英文論文を中心に、目標を大きく上回る学術論文及び学会発表を行っており、高く評価する。今後は数だけではなく質の面についての説明が必要である。 （各委員の評定理由） ・ 国際的に評価の高い英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文および口頭発表を行った。 ・ 論文・学会発表とも、十分は成果を上げたと評価する。 ・ 原著論文、学会発表が目標より上回っていること。 ・ 数値目標は大幅に越えている。 ・ 論文、学会発表等の活動は中期計画を大幅に上回り申し分ない。 ・ 中期目標を大幅に上回っている。 （その他の意見） ・ 研究成果の社会への還元という視点での成果は不明。 ・ 数は昨年度と同じ程度であり、また、発表された論文の質を示す雑誌のインパクトが不明であることから、インパクトファクターを計算して、その平均値を記載すべきである。 ・ 今後、数だけでなく、重点研究課題の成果との関連付けなど、研究の質面も言及してほしい。			
【評価の視点】 ・ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。			実績：○ 研究成果の国内外の主要な学会での発表、国際的評価の高い学術雑誌への発表など、高い水準を確保した。						
・ 海外において研究成果が積極的に発表されているか。			実績：○ 英文誌への原著論文掲載 7 4 報、国際学会での発表 8 3 回、招待講演 3 7 回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。（業務実績 p. 10 参照）						

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績				
イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。		イ 知的財産権の活用 調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に２０件以上の特許出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年２件以上の増加を目標とする。		イ 知的財産権の活用 知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、年間約５件程度の特許出願を行う。 特許に関わる情報を、ホームページ上に公開し民間企業等に積極的に技術の紹介を行う。また、民間企業との共同研究を年間１２件程度行う。		・費用対効果を勘案しながら、引き続き知的財産権の取得及び活用に努めた。「知的財産に関する権利等取扱規定」に基づき平成２０年度中に出願した特許等は、「抗肥満剤」（審査請求）、「栄養教育用コマキット」（実用新案、意匠登録）、「食事しらべ」（商標登録、著作権登録）の５件であった。 ・特許取得および出願状況については、ホームページ上で公開している。 ・民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取り組みの一層の推進に努め、平成２０年度は１０件の共同研究及び６件の受託研究を実施した。				
評価の視点等	【評価項目 第１－１（３）イ 知的財産権の活用】		自己評価	A	評価			評定	B	
【数値目標】 ・中期目標期間内に、２０件以上の特許出願を行う（年間約５件程度の特許出願を行う） ・民間企業及び大学等との共同研究を毎年２件以上の増加を目標とする（民間企業との共同研究を年間１０件程度行う）			特許の出願や実施件数などは未だ少ないものの、引き続き知的財産の確保に努めるとともに、これらの知的財産に関する情報や研究成果等を積極的に公開し、民間企業等との共同研究や受託研究に精力的に取り組んだ。			（評定理由） 知的財産の確保、民間との共同研究や受託研究に取り組み、中期目標を概ね達成している。今後、さらなる特許出願などが望まれる。 （各委員の評定理由） ・知的財産の確保に努め、知的財産に関する情報、研究成果等を積極的に公開し、民間との共同研究や受託研究に取り組んだ。 ・知的財産権の獲得につながりにくい研究が多いという課題を克服して、着実な成果をあげたものと評価する。 ・特許申請については努力されていると思われる。 ・中期目標の数値目標が十分に達成されていないので、Ｂ評価とする。 ・領域的に知的財産権が活用しにくい、その確保に向けた努力を認めることはできる。しかし中期計画との関連でみると実績そのものは、そう高くない。 ・中期目標を概ね達成している。				
			平成２０年度には１件の特許審査請求を含め、計５件の知的財産権の出願を行い、中期目標期間の知的財産権の累計は１２件となった。							
			平成２０年度には１０件の民間企業等との共同研究を実施した。（業務実績 p. 10 参照）							
			実績：○ 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の推進の観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行った。							
			実績：○ 特許の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を、当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開・情報発信を行った。							
【評価の視点】 ・特許の出願及び維持は、戦略性をもって適切に行われているか。 ・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。			実績：○ 当研究所が有する知的財産等を活用して、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に実施した。（業務実績 p. 10 参照）			（その他の意見） ・さらなる特許出願が望まれる。 ・商標登録等も含め出願数が増えることを望む。				

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。	ウ 講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。	ウ 講演会等の開催 一般向けの公開セミナー（第10回）を、平成21年2月28日に東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含めて2回程度行う。 管理栄養士・栄養士等の研修の講師として職員を積極的に派遣するとともに、研修の企画等に対して支援を行う。 外部からの相談・問合せに効率的に対応するため、頻度の高い質問等については、FAQとしてとりまとめを進め、平成20年度は食事バランスガイドに関するFAQを整備しホームページ上で公開する。 管理栄養士等を対象に国際学会（ISAK）認定の形態計測講習会を開催する。	・第10回一般公開セミナー（テーマ：生活習慣と健康～メタボリックシンドロームを予防するために～）を、平成21年2月28日（土）に開催し、600名を超える参加者があった。これは、平成20年度から厚生労働省の重要施策として開始された特定健診・特定保健指導に関わる知識や実践方法の普及啓発を目的としたものである。平成20年度は、プロレスラーの藤波辰爾氏による特別講演を新たに盛り込むなど、参加者に身近で、興味を引く内容とした。 ・専門家を対象として、日米ワークショップ「肥満対策への取り組み」及び日米シンポジウム「食品の機能と表示の最新動向」を開催し、日米両国の最新情報の提供及び意見交換を行った。今後も両国間で引き続き情報交換を行うこととした。 ・地方自治体の栄養士等を対象に、健康・栄養調査等に関する技術研修を全国5カ所（大阪、名古屋、岡山、盛岡、東京）で、延べ10回開催した。 ・管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。また、（社）日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力を行った。 ・外部からの相談や問い合わせに効率的に対応するため、「保健指導（食事、運動等）」に関する頻度の高い質問をホームページ上のFAQとして公開した。また国民及び専門家からの電話やメールによる問い合わせについても適切な対応に努めた。
エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。	エ 開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。	エ 開かれた研究所への対応 平成20年9月27日に、オープンハウスとして、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、研究所の研究・業務内容をより多くの人に身近に知っていただけるよう努める。 中学・高校生等の見学にも積極的に応じ、健康や栄養にかかわる知識や関心の普及を図る。	・平成20年9月27日（土）にオープンハウス（研究所公開）を実施し、212名（一般：196名、学生：16名）と昨年度に比べ50名多い参加を得た。食生活診断、骨密度測定、健康体力診断、健康フィットネス体験、講演、パネル展示、所内見学などを通じて、健康・栄養に関する知識の普及啓発、研究所の調査研究・業務内容のPRに努め、内容的にも大変好評であった。 ・「総合的な学習の時間」による中学生及び高校生の受け入れを積極的に行った（中学校：2校8名、高校：7校69名）。 ・諸外国の視察団（シンガポール、タイ、中国、ベトナム等10件）の受け入れをはじめ、地方自治体関係者や食生活改善推進員等の見学を積極的に受け入れ、当研究所の取組を紹介するとともに、健康・栄養に関する知識や関心の高揚を図った（7団体計114名）。

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（3）ウ、エ 講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評価	S	評 定	A
		一般公開セミナーやオープンハウス等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学を積極的に受け入れた。 また、大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応し、開かれた研究所へ向けて努力した。		（評定理由） 一般公開セミナー、専門家向けセミナー、オープンハウス等による研究所の取り組みの紹介、施設見学の受入れなど、開かれた研究所へ向け着実に取り組んでおり、内容的にも中期目標を上回る程度の充実が図られていると評価できるが、今後、中・高生に対する広報に力を入れることを望む。	
【数値目標】	・年1回オープンハウスとして研究所を公開する	平成20年9月に、当研究所の施設及び取り組みを広く国民や研究者等へ紹介するため、オープンハウスを実施し、参加者は昨年度よりも3割程度増加した。（業務実績 p.12 参照）			
【評価の視点】	・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。	実績：○ 平成21年2月、国民の関心が高い「メタボリックシンドロームの予防」をテーマとする一般向け公開セミナーを実施し、600名を超える参加があった。		（各委員の評定理由） ・一般公開セミナー、専門家向けセミナー、オープンハウス等による研究所の取組の紹介、施設見学の受入、講師派遣等開かれた研究所への努力をした。 ・社会に開かれた活動を多く展開していることを評価する。 ・実績的にはほぼ中期計画と合致したレベルであるが、個々のイベントの内容・質の充実を認めることができるので評価段階を1ランク上とした。 ・セミナー等を着実に実施されているところは評価できる。	
	・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、今後の企画等に役立てているか。	実績：○ セミナーやオープンハウス等では、参加者に対してアンケート調査を実施し、その際の意見を今後の企画等に反映させた。			
	・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、適切に対応がなされているか。	実績：○ 電話やインターネットを通じて国民や専門家からの相談等に適切に対応するとともに、民間団体や行政機関等からの研修等の講演依頼に積極的に応じた。		・参加者の数やセミナー開催回数、講演会講師対応数などの数値が昨年度より増加しているが、これにより研究所業務が理解されて、国民へのサービスができたとするのは早計であり、さらなる努力を期待してB評価とする。 ・地方自治体の栄養士等を対象にしたセミナーは開催方法に工夫が必要。	
	・研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう機会を適切に設けているか。	実績：○ 一般公開セミナーやオープンハウスにおける研究所紹介をはじめ、施設見学やセミナー等を通じて研究所の研究・業務内容について紹介し、理解を深めてもらうことに努めた。			
	・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが適切になされているか。	実績：○ 中高生等に対して、「総合的な学習の時間」等を活用した施設見学や講義等により、研究所の役割や取組内容をわかり易く紹介し、若い世代が健康・栄養への興味や関心を高めてもらえるよう努めた。		（その他の意見） ・できれば、講習会やオープンセミナー参加者の意見やアンケート調査結果を、どう活用し、よりよい「公開」につなげているのかを報告して欲しい。 ・食育も含め、健康・栄養に関心を持っていただきたい、中・高生に対する広報に力を入れ、対象校、対象数の増加を望む。 ・中学校、高等学校への対応が不十分。もっと積極的に働きかける姿勢が求められる。	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
（４）研究実施体制等の整備に関する事項 ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。 イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。 ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。 エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。	（４）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並びに法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。 イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間 20 名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間 5 名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学院を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。 エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。	（４）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 法律に基づく業務及び重点調査研究を確実に実施するために、特別研究員及び研究補助員の重点配置を行う。 事務部の課・係横断的にチームを編成することで、多様な研究業務内容に適応した柔軟な運用と、事務手続きステップの効率化及び研究部門と事務部門の意識及び情報の共有を図る。 運営費交付金については、各研究・業務の進捗状況及び費用、並びに新たに生じた課題等を勘案しながら、配分の調整を行う。 イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で、研究員の相互交流、研究技術の交換、施設・設備の有効活用を行う。また、当研究所の研究員を大学等へ積極的に派遣し、研究ネットワークの拡大を図る。 ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間 10 名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間 5 名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学との連携大学院について、兼任教授の派遣を行い、お互いの強みを活かした研究協力を行う。 また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。 エ 施設・設備については、各プログラムで共有して使用する測定室、RI 室、動物飼育室、運動トレーニング室等が老朽化してきたため、効果的に研究が出来る環境を整備していく。 「独立行政法人 国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、他研究機関の研究者・運動指導者の運動介入研究による健康増進効果に関する共同研究を実施する。	・法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員、研究補助員を重点的に配置した。 ・事務部連絡会議を適宜開催し、多様な調査研究業務について、事務部職員が組織横断的に連携し、柔軟な運用、事務手続きの効率化及び事務部門と研究部門との意識・情報の共有に努めた。 ・運営費交付金をはじめ予算の執行については、新たに生じた課題、それぞれの調査研究業務の進捗状況及び費用を勘案しながら効率的な予算執行に努めた。 ・民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめ、研究者の交流や施設の共同利用等を通じて、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。 ・研究者の相互交流や研究技術の交換等を図るため、当研究所から大学、民間企業・団体等へ延べ 127 名の研究者を派遣した。うち大学へは 39 名、民間企業・団体等へは 88 名であった。 ・連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院と協定書を取り交わし、若手研究者の育成・指導を行った。 ・平成 20 年度は 39 名の研究者を客員教授、非常勤講師等として大学へ派遣するとともに、海外からの 2 名を含め、116 名の研究員等（流動研究員、研修生を含む。）を受け入れた。うち若手研究員等（35 歳未満）は、59 名（うち研修生 42 名）であった。 ・運動実験施設を中心に共同利用を推し進め、運動施設については、年間使用回数 638 回、延べ 11,020 人が利用した。また、ヒューマンカロリーメーターについても、共同研究による施設活用を促進し、着実にデータの蓄積が進んでいる。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－1（4） 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S	評 定	A
		連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。		（評定理由） 研究所の人員が少ない中で、連携大学院、民間企業等との人材交流、共同研究を積極的に推進するなど、他機関との連携により研究実績を上げるために努力し、中期計画を上回る成果を上げた。 （各委員の評定理由） ・連携大学院、民間企業、研究機関等との人材交流、共同研究を進める等、研究の効果的・効率的推進に努めた。 ・連携大学院や若手研究者の活用を積極的に推進している点を評価する。 ・研究者の人員数が少ないなかで、他の機関や関連大学との連携により研究実績を上げるために努力していること。 ・連携大学院、民間企業などの研究員受入に関する数値目標を大幅に達成したことでA評価とする。 ・少人数の研究者配置のもとで多領域の研究、実践活動をエネルギーに展開している様子が見える。このことを可能にしている研究実施体制等の整備状況は顕著で、中期計画を上回る。 ・中期計画を大幅に上回っている。 （その他の意見）	
	【数値目標】 ・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間 20 名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間5名程度派遣する	平成 20 年度には大学や民間企業、研究機関等から、目標を大きく上回る計 1 1 6 名の研究員を受け入れた。また、大学の客員教授等として 3 9 名の職員を派遣するとともに、特別講義等を計 4 1 5 回実施した。（業務実績 p. 14 参照）			
	【評価の視点】 ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。	実績：○ 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び「予算執行管理システム」等を開発・導入した。			
	・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。	実績：○ 法定業務である国民健康・栄養調査及び食品試験業務など、国の施策推進に関わるプロジェクト等に対して、重点的に研究者及び技術補助員を配置した。			
	・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。	実績：○ 各プログラム/プロジェクトにおける調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。			
	・共同研究の実施状況はどのようなものか。	実績：○ 平成 20 年度においては民間企業等との共同研究及や受託研究等を通じて、積極的な連携に引き続き取り組んだ。			
	・研究所職員の派遣状況はどのようなものか。	実績：○ 大学や民間企業等に対して目標を大きく上回る職員を派遣した。			
	・連携大学院、民間企業等からの研究員の受入状況はどのようなものか。	実績：○ 連携大学院や民間企業等から 110 名を超える多くの研究員や研修生を受け入れた。			
	・若手研究員等の受入状況はどのようなものか。	実績：○ 若手研究者の活用・育成を図るため、9 名の特別研究員及び 4 名の流動研究員、リサーチレジデントを受け入れた。			
	・若手研究員等の指導・育成のための研究所研究員の派遣状況はどのようなものか。	実績：○ 若手研究員等の育成を図るため、連携大学院等へ客員教授や非常勤講師等として、多数の職員を派遣し、指導や講義を行った。			
	・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。	実績：○ プール、ヒューマンカロリーメーターなど運動実験施設を中心に、大学や研究機関との共同研究や受託研究等を通じた共同利用を積極的に進めた。また、研究の被験者として協力の得られる方々にもこれらの運動施設を利用してもらった。			
	・施設・設備を有効に研究に活用しているか。	実績：○ 施設・設備の有効な活用に引き続き努めるとともに、共同利用を進めるため、一部の施設・設備を改修・充実させた。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項 （1）健康増進法に基づく業務に関する事項 ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図ること。 イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置 （1）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置 ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限り）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。 特に、平成22年度に行われる都道府県等健康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活用、評価手法等について、平成20年度までに重点的に技術支援を行う。 イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行うことを目指す。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置 （1）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置 ア 国民健康・栄養調査の集計業務については、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図るとともに、調査対象者への結果の返却を速やかに行うように努める。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、積極的な技術支援を行う。 イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務及び特別用途表示の許可などを行うに当たり、申請者の申請に基づく試験の業務を的確、迅速に実施する。特定保健用食品関与成分の分析法、標準品の妥当性等を検討する。試験検査機器の有効利用及び整備を強化して食品試験業務の適性かつ効率的な実施を図る。 汎用分析機器を用いた食物繊維、ペプチド類、糖アルコール、フラボノイド類、脂質成分等に関する測定技術の向上及び分析値の精度管理を強化し、信頼性の向上を図る。	・平成19年国民健康・栄養調査について、厚生労働省の指示に基づき集計・分析を行い、前年度よりも約1ヶ月早く、平成20年6月にその結果を提出した。 ・平成20年国民健康・栄養調査については、当研究所のホームページ上に適正な実施に資する情報を掲載するとともに、都道府県等からの調査票提出を確認後、順次集計作業を進めている。 ・栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を目的とした「標準的図版ツール（第2版）」を開発・試用した。 ・地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを3種類企画し、全国5か所（愛知県、岡山県、大阪府、岩手県、東京都）で延べ10回開催するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体が独自に行う健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。 ・健康・栄養調査に関わる集計業務、各自治体におけるデータ取りまとめ及び対象世帯への結果返却に要する時間を短縮するための専用ソフト（名称：食事しらべ）を開発（著作権・商標登録済み）し、希望する自治体での活用及び意見・要望を収集した。 ・平成20年度においては、申請食品37品目（特定保健用食品35品目、その他の特別用途食品2品目）の分析及び収去食品55品目の分析を遅滞無く行った。 ・分析方法及び標準品等に関する情報収集を行うとともに、登録試験機関等に対して標準作業書に基づく分析や分析法の見直しについて指導した。 ・食品表示基準における栄養成分の分析方法の見直しや登録試験機関と連携して公定法見直しのための検討を開始した。 ・厚生労働省への特定保健用食品申請時の関与成分分析に関わるヒアリング（必要に応じ面談・電話等でも対応）を厚生労働省担当官と共同で実施するとともに、薬事・食品衛生審議会新開発食品評価審査会・調査部会の委員等として特定保健用食品の許可に関わる審査に参画した。（ヒアリング：20日／年、調査会・部会：計8回／年）

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1－2（1） 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S		評 定	S
		健康増進法に基づき厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施するとともに、調査や分析の精度管理及び精度向上にも努めた。			（設定理由） 健康増進法に基づく業務である国民健康・栄養調査及び特別用途食品表示許可に係る分析試験等については、「食事しらべ」の開発、調査精度の向上など、効率的かつ適切な業務の実施に向けて改善に努め、十分な実績を上げたことを高く評価する	
【数値目標】 －		－				
【評価の視点】 ・十分に信頼度の高い集計業務を達成し、結果を出しているか。		実績：○ 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、効率的かつ信頼性の高い調査の実施及び集計・分析に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナー				
・予定した期間、予算の範囲内で業務を遂行できているか。		を全国で10回開催したほか、「標準的図版ツール（第2版）」を作成した。（業務実績 p.16 参照） 実績：○ 昨年度に比べ、調査のデータ集計に係る委託費をさらに縮減するとともに、集計データを約1ヶ月早く厚生労働省へ提出した。			（各委員の評定理由） ・健康増進法に基づく業務の改善努力は顕著で、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。 ・国民健康・栄養調査や特別用途食品表示許可に係る分析試験等の業務を適切、効率的に実施した。また、調査精度の向上に努めた。 ・公平性・中立性を求められる重要な業務において、十分な実績をあげたと高く評価する。 ・国民の健康・栄養の現状を適切に把握し、早期に結果を出すために「食事しらべ」の開発をされたことを高く評価する。 ・標準的図版ツールの作成、調査データの早期編集など、昨年度に比して業務を適切に改良されているのでA評価が適当である。 ・担当者の努力により中期目標を上回る成果が上がっている。	
・将来に向けて、集計技術の高度化が図られているか。		実績：○ これまでの国民健康・栄養調査で培ってきた集計技術を蓄積するとともに、各自治体における集計業務が的確に実施できるよう専用ソフト「食事しらべ」を開発・試用するなど、調査技術のさらなる発展・高度化に取り組んでいる。				
・集計結果の利用者に対して活用のための支援を行っているか。		実績：○ 全国5カ所（延べ10回）の技術研修セミナー開催等を通じて、地方自治体の管理栄養士等に対して、調査の企画や結果活用等のための技術支援を行った。				
・試験業務が適切に行われているか。		実績：○ 特別用途食品等の表示許可申請のあった食品及び地方自治体が収去した健康食品について、適切かつ迅速に試験・分析等を行った。				
・分析技術の規格化及び標準品の開発に資する成果が得られているか。		実績：○ 分析の精度管理のための標準作業書を作成したほか、分析方法及び標準品等の見直し・規格化に関する検討を引き続き実施した。				
						（その他の意見）

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画	年 度 計 画		業 務 実 績		
（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項		（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置		・社会的ニーズを把握するため、関係団体等との意見交換会を以下のとおり計６回実施するとともに、従来から協力関係にある団体等（職能団体、大学、研究機関）との情報交換及び連携を継続した。 １）独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（平 20. 12. 18） ２）独立行政法人国民生活センター（平 21. 1. 16） ３）特定非営利法人日本健康運動指導士会（平 21. 2. 4） ４）社団法人日本栄養士会（平 21. 2. 15） ５）東京都健康安全研究センター（平 21. 3. 5） ６）財団法人健康・体力づくり事業財団（平 21. 3. 12） ・厚生労働省医薬食品局食品安全部及び健康局総務課生活習慣病対策室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えとともに、平成 21 年度計画に反映させた。 ・「日本人の食事摂取基準策定検討会」、「特定保健用食品審査委員会」、「食育推進会議」、「内閣府食品安全委員会」、「文部科学省科学技術・学術審議会専門委員会」、「管理栄養士国家試験委員」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応した。 ・「東京都食品安全情報評価委員会」など、地方自治体や国際機関（CODEX 委員会等）へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 ・独立行政法人国民生活センターについては、平成 20 年 3 月に取り交わした連携協定書に基づき、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、情報の共有や技術協力等を推進している。 ・ホームページ上で意見、要望等を収集するための新たなコミュニケーションチャンネル（『健康・栄養フォーラム』）を開設し、平成 19 年 12 月から試験的運用を開始した。 また、公開セミナー参加者へのアンケート調査等により、当研究所に対する国民の意見、要望の聴取を行った。		
ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。		ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年 6 回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。	ア 社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年 6 回程度設ける。特に、研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に成果を還元することが重要であることから、現場に近い人々（管理栄養士等）から、具体的なニーズ等の把握に努める。 行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室、新開発食品保健対策室、内閣府食育推進担当等と情報及び意見交換を行う。 また、国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるために、各種審議会、検討会等に専門委員として職員を派遣し、行政ニーズの把握を図る。				
イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。		イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。	イ ホームページ上で意見、要望等を収集するための新たなコミュニケーションチャンネル（『健康・栄養フォーラム（仮称）』など）の設置を検討する。				
評価の視点等	【評価項目 第 1－2（２） 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】		自己評価	A		評 定	B
			関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。		（評定理由） 関係機関・団体及び行政機関との意見交換会の開催等を通じて、社会的・行政ニーズの把握及び業務への反映に努め、中期計画を概ね達成している。		
【数値目標】 ・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年 6 回程度設ける			平成 20 年度は 6 団体等との意見交換会を行ったほか、連携大学院についても新たに 1 校を加え、5 つの連携大学院との連携を実施した。（業務実績 p. 18 参照） 実績：○ 関係する 6 団体等との意見交換会において、今後の連携のあり方や連携の具体的な内容・方策等について検討した。		（各委員の評定理由） ・関係団体、行政機関との意見交換会の開催、審議会における技術的支援等を通じて、国民や行政ニーズを把握し、業務への反映に努めた。 ・中期計画、年度計画にそった実績と評価する。 ・関係団体や行政機関との連携を充分に図っているようであるが、意見交換会等の工夫を行い、タイムリーに実施して頂きたい。 ・中期目標を概ね達成したが、本年度に特記した事項は少ないので、B 評価が適当である。 ・社会的行政ニーズへ対応するために多様な取り組みを行っていることを認めることはできる。 ・アクティビティが高く、中期計画を概ね達成している。		
【評価の視点】 ・関係機関等との情報及び意見交換はどのような状況か。			実績：○ 当研究所の業務を所管する厚生労働省及び内閣府の担当官と実務者レベルでの意見交換会を開催し、当面の課題や行政ニーズへの対応について協議した。				
・行政部局との意見及び情報交換はどのような状況か。			実績：○ 職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体や WHO／FAO 等の委員会へも参画した。				
・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力等はどのような状況か。			実績：○ 一般公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。				
・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。							
					（その他の意見） ・相互の取り組みの関連付けなど、戦略的な取り組み状況があまりよく見えない。 ・まだ効率化の余地がある。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績	
（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項		（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置		（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置			
ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。		ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地域における協力センターの設置（平成１９年度を目途）に向けての準備を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間２名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。		ア アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間１名（ベトナム１名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、これまで受け入れた研修生との共同研究を推進する。 WHO、CODEX 等との協力関係を強化し、関連する会議に研究員を派遣する。 わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドラインについて、ホームページ上に英語での情報発信に努め、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。		・「若手外国人研究者招へい事業」としてベトナムから研修生１名を５ヶ月間受け入れるとともに、新規事業として、フォローアップ共同研究事業をマレーシアにて実施した。また、海外からの視察訪問・研修を随時、要請に応じて受け入れた。 ・英語版研究所ニュースレター（Health and Nutrition News）を年４回作成、英語版ホームページに掲載するなど国際的な情報発信に努めた。 ・平成 19 年度に立ち上げた「国際栄養拠点ネットワーク検討会」の成果を報告書としてまとめ、その内容に基づき国内の国際栄養分野の研究者及び研究機関との連携強化、基盤づくりを行った。 ・平成18年３月に開催した「第２回アジア栄養ネットワークシンポジウム」の講演集をAsian Pacific Journal of Clinical Nutrition 増刊号として発刊し、アジアにおける食事摂取基準と食生活指針の連携を図るとともに、世界に向けて情報を発信した。 ・WHO 指定研究協力センター設置に向けて申請手続きを進めた。 ・国際機関からの要請に応じて、WHO/FAO の CODEX 委員会へ職員を派遣した。 ・第 15 回国際栄養士会議（横浜）において、企画段階から参画し、WHO／FAO のシンポジウム等の座長を務めたほか、ブース出展による研究所の紹介、諸外国の栄養士との意見交換等を行った。 ・米国の NIH や大学から著名な研究者を招へいし、日米ワークショップ「肥満対策への取り組み」（８月）及び日米シンポジウム「食品の機能と表示の最新動向」（12 月）を開催した。	
イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。		イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。		イ 寄付研究部（ニュートラシューティカルズプロジェクト）については、ヒトを対象とした実験研究を進め、新たな科学的知見、知的財産、商品開発に向けた取組を行う。 また、これまでに強化してきた企業との共同研究の成果を踏まえ、新たな寄付研究プロジェクトの開始に向けて準備を行う。		・民間企業等との共同研究をはじめ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを推進した。平成 20 年度には、これまでの共同研究や受託研究に加えて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、国立極地研究所、航海訓練所等との連携に向けた取り組みを新たに開始した。健康・栄養分野での研究協力や食品の有効性評価など、公正・中立の立場で連携し、社会への還元を図っている。	
評価の視点等	【評価項目 第１－２（３） 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S			評 定	A
		アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力および産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じた社会還元や知的財産権の獲得に努めた。 平成 20 年度は、とくに海外からの視察団の受入れや国際栄養士会議への協力、日米シンポジウム開催などの国際協力を一層推進するとともに、新たに JAXA、極地研などの研究機関との連携にも着手し、新たな研究分野の開拓にも努めた。				（評定理由） アジア諸国を中心とする研究ネットワークの構築、若手研究者の受入れ、英語版ホームページによる情報提供等、アジア地域の研究機関のリーダー的役割を果たし、国際協力の進展が図られたことを高く評価する。	
【数値目標】 ・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間２名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供する		平成 20 年度は、ベトナムから１名の若手研究者を受け入れるとともに、新たにマレーシアにおいてフォローアップ共同研究事業を行った。（業務実績 p. 20 参照）				（各委員の評定理由） ・アジア諸国を中心とした研究ネットワークの構築、若手研究者の受入、英語版ホームページによる情報提供等、国際協力に努めた。 ・日本から諸外国、とりわけアジア諸国への情報発信拠点として機能の強化を高く評価する。 ・アジア地域の研究機関としてリーダー的役割を果たしていること。（政安委員） ・国際協力の進展が図られた。 ・多面的な国際協力、産学連携等の活動が行われていることはよくわかるが、「何のために」行うのかなど、グランドデザインが見えるような工夫があるとなおよいと思われる。 ・若手外国人研究者招聘事業の数値目標は達成していないが、ホームページなどを通して外国への情報伝達が活発に推進されている。	
【評価の視点】 ・アジア地域の研究機関との交流・連携はどのような状況か。		実績：○ 研究者の派遣・招へいや、視察等を通じて、中国、ベトナム、マレーシアなどアジア地域からの研究者等との交流を深めるとともに、国際栄養拠点ネットワークの構築など、アジア地域の研究機関との交流・連携を図った。					
・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。		実績：○ アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。また、米国 N I H をはじめ、海外の研究機関との連携の構築を図った。					
・海外に向けての情報発信は適切に行われているか。		実績：○ 英語版ホームページ等を通じて、わが国の食事摂取基準など運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、第２回アジア栄養ネットワークシンポジウムの内容をまとめて発刊するなど、海外への情報発信・共有に努めた。					
・研究成果が、社会への還元や知的財産の獲得にどのように結びついているか。		実績：○ 企業等との共同研究や研究者の派遣、受入れ等を通じて研究成果の社会還元や知的財産権の実用化が図られるよう努めた。その一環として、J A X A（宇宙航空研究開発機構）や国立極地研究所等との共同研究にも新たに着手した。				（その他の意見） ・これに満足することなくさらに努力していただきたい。	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績		
（４）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項 栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。		（４）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 栄養情報担当者（以下「NR」という。）が、保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者となれるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図る。 また、中期目標期間開始より3年以内に、NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてモニタリングを行う。この結果に基づき、制度のあり方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目標期間終了までに結論を得る。 NR事務業務について、効率的かつ的確な業務が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託が可能な業務については、アウトソーシングを行う。		（４）栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置 NRは、平成19年度までに2,682名を輩出している。NRのスキルアップを図るとともに、社会的なニーズに対応したトピックスを含めた、最新の情報提供等を行うため、全国6カ所において研修会を実施する。NR認定試験等は、外部有識者の協力の下、的確かつ公正に実施する。また、管理栄養士養成施設等において、NR養成講座指定への要望が多いことから、講座の質の向上に努める。 また、NR制度のあり方については、平成19年度に引き続き検討を行うとともに、平成20年度中にとりまとめる。		・公平・公正な制度運用を期すために、外部有識者を含むNR認定委員会等を通じて、厳格な試験を実施した。平成20年度に実施した「第5回栄養情報担当者（NR）認定試験」（平成20年6月15日実施）では、新たに798名のNR（受験者数1,404名、合格率56.8%）が誕生し、累計で3,480名にNR資格を付与した。また第6回資格確認試験（平成20年11月16日実施）では、受験者数217名、合格者83名（合格率38.2%）であった。 ・NR試験監督業務について、費用対効果の観点から、一般競争入札による外部委託を行った。 ・養成講座については、平成20年度に新たに2講座を指定し、全国における講座数は計39講座となった。 ・NRのスキルアップの一環として、当研究所が主催する研修会を全国6カ所で開催した。 ・NRを取り巻く活動状況等の現状と課題を踏まえ、NR制度を一層発展させるとともに、社会的ニーズに対応した環境を整備するため、外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討委員会」を立ち上げ、平成19年度以来3回の委員会を開催し、平成20年8月に委員会意見として「報告書」が提出された。 ・この報告書を受けて、健康食品管理士認定協会との協力関係を深め、認定更新に必要な単位の相互互換を新たに開始した。		
評価の視点等		【評価項目 第1－2（４） 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置】		自己評価	A	評 定		
				健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（NR）制度の適正な運用を図るとともに、NRの資質向上にも努めた。		（評定理由） NR制度の適切な運用を図り、資質の向上に努めるとともに、NR制度のあり方について検討委員会の報告書がまとめられるなど、中期計画を上回る成果を上げた」と評価できる。		
【数値目標】 －				－				
【評価の視点】 ・NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。				実績：○ 平成20年度の第5回NR認定試験合格者を含め、これまで累計で3,480名にNR認定資格を付与した。また、外部機関によるNR養成講座は平成20年度に新たに2講座追加され計39講座となった。（業務実績p.22参照）		（各委員の評定理由） ・NR制度の適切な運用を図り、NRの資質向上に努めた。 ・NRについて試験の実施への協力や養成施設の増加と、NR受験者の減少傾向について、将来に向けた対応策を適切に検討したことから、A評価が適当である。 ・制度のあり方に関する検討会を設置して検討を進めてきた点は評価できるが、NR取得者の活動状況が見えないという積年の課題は克服されていない。 ・NR認定者数は順調な伸びを示し、またNR制度のあり方についても委員会の検討によって結論を得た。中期計画を上回る成果を評価できる。ただし、受験者数の減少等によって損失を計上したことについては早急な対応を要望したい。 ・NR制度は着実に進展しつつあるようだ。「NR制度のあり方検討委員会」の報告書がまとまったことを評価したい。		
・NRの質的向上を図るためにどのような支援を行っているか。				実績：○ NR資格保有者を対象として全国6カ所で当研究所主催の研修会を開催したほか、「健康・栄養ニュース」（年4回発行）の配信等による情報提供を通じて、引き続きNRの資質向上に努めた。				
・NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。				実績：○ 昨年度設置した「NR制度のあり方検討委員会」報告書が平成20年8月に提出されたことを受け、制度の現状と課題を踏まえ、健康食品管理士認定協会との協力関係の構築など、社会ニーズに対応したNR制度に向けた取り組みに着手した。				
・NR事務業務の見直しは、効率的かつ的確な業務ができるよう行われているか。				実績：○ 専任の係長及び職員を配置し、NR事務業務を効率的かつ的確に実施できる体制を整備するとともに、NR名簿のデータベース化や認定証作成等の業務について改善策を講じた。		（その他の意見） ・NRを、地方の関係職種にPRする方法を考えて頂き、この制度を有効活用できるシステムの構築を望む。		

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画	年 度 計 画			業 務 実 績		
3. 情報発信の推進に関する事項		3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置					
(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。		(1) 研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。	(1) 情報センターにおいて、引き続き、所内各プログラムにおける研究成果及び研究所内外の関連情報を集約・加工し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報の提供を行う。			・情報センターにおいて所内各プログラムの研究成果及び研究所内外の関連情報を集約・加工し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報を提供した。また、健康・栄養に関連した新規論文情報も積極的に収集し、研究所の公式ホームページ及び「健康食品の安全性・有効性情報」サイトを通じて提供した。よりわかり易い情報提供を図るため、ホームページのトップページの表示等を大幅に更新した。		
(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。		(2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。	(2) コンテンツマネジメントシステム、メールマガジン等の運用により、研究所の活動内容・成果等を積極的に配信するとともに、ホームページの内容全般について、最新情報の追加・更新を精力的に行う			・容易に作成情報が掲載できるコンテンツマネジメントシステム、メールマガジン等の運用により、研究所の活動内容・成果等を積極的に配信するとともに、最新情報の追加・更新に努めた。		
(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。		(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。	(3) 研究所の活動および研究業績を年1回研究報告として刊行する。 また、研究所のプロジェクト紹介や研究成果をわかりやすくまとめた、『健康・栄養ニュース』を年4回（季刊）刊行し、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。			・研究業績データベース及びその入力・閲覧・検索・集計システムを活用して、平成20年度の研究・業務実績を取りまとめ、研究報告（年報）として刊行した。 ・研究成果等の情報をまとめた「健康・栄養ニュース」を4回発行し、それをPDF化してホームページ上で公開するとともに、希望者（約1,200名）に電子配信した。		
(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行うこと。		(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。	(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。			・研究所の諸規定、職員の公募等に関する情報を、ホームページ上で積極的に開示した。		
評価の視点等	【評価項目 第1－3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S				評 定	S
		ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信している。			(評定理由) ホームページの利用者視点からの見直し、コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」の開設などを通じて情報発信に努め、ホームページのアクセス数など中期目標を大きく上回る成果を上げた。			
【数値目標】 ・ホームページのアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる		ホームページのアクセス件数は、年間347万件を超え、目標を大きく上回った。						
【評価の視点】 ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。		実績：○ 研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究報告を年1回刊行、「健康・栄養ニュース」を年4回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。(業務実績 p.24 参照)			(各委員の評定理由) ・ホームページを利用者の視点から大幅に見直し、食事バランスガイドに関するFAQのホームページ上での公開、コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」の公開等を通じて、研究成果や健康・栄養・食品に関する情報発信に努めた。			
・内容をわかりやすく充実したものにする取り組みはどのような状況か。		実績：○ ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかり易いものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。			・一般国民も関心の高い健康・栄養関連情報のHPやニュースレターによる、わかりやすい情報提供は重要な業務であり、高い実績をあげたと評価する。			
・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか。		実績：○ 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。			・ホームページ上で、専門家及び一般向けのコミュニケーションチャンネルを設けたことは、国民のニーズ把握で重要と考えるので高く評価できる。			
・ホームページへのアクセス状況はどのようなものか。		実績：○ 平成20年度におけるトップページのアクセス件数は75万件、「健康食品の安全性・有効性情報」サイトには、272万件を超えるアクセスがあった。			・HPのアクセス数、研究成果の情報発信数は目標を大幅に超えて達成していることからA評価とする。			
・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。		実績：○ 当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。			・ホームページ、ニュースレター、「健康・栄養フォーラム」などを通じた情報発信によって、研究成果等のPR効果は抜群である。アクセス数などからみても中期計画を大幅に上回る勢いにある。			
					・研究所の情報発信は目覚ましい。特に「健康・栄養フォーラム」公開を評価する。			
					(その他の意見)			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。 1. 運営体制の改善に関する事項 （1）研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、執行体制を強化すること。 （2）研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。 （3）業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。 （4）法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置 1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置 （1）研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、執行体制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。 （2）研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。 （3）調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。 （4）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置 1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置 （1）意思決定の迅速化を図るため、権限と責任を明確にした組織運営を行う。 人員や研究資源の配置を適正に行うことを含めて、研究所の重要な経営判断に関する審議は、役員及び各プログラムリーダー、事務部長等から構成される運営会議で行う。 研究成果が最大限挙げられるよう、各プログラムで行われている業務の特性を理解し、効率的、効果的な研究支援体制を作る。経営管理に関する理念と運営に関して、研究員の理解を促すとともに、管理部門と研究部門の間の情報の共有化を促進する。 研究及び技術的事項について、各プログラム相互の連携を強化するため、毎週プログラムリーダー会議を行う。 （2）6プログラム及び2センター間において、専門領域が異なる研究者が、それぞれの研究内容及び成果を知るために、定期的な所内セミナーや研究交流会を通じて、活発な発表及び討議を行う。 また、プログラムリーダーは、各プログラムの活動内容、成果について、組織横断的で、より統合された研究に向けた企画立案を行う。 （3）各プロジェクトにおける研究及び業務については、プログラムリーダー会議や運営会議において、報告を行う。また、定例セミナー等で各プロジェクトの進捗、成果を把握し、評価を行う。さらに、所内公開でプログラムリーダー（年2回）及び全プロジェクトリーダーからの報告会（年1回）を行う。 所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム間、事務部門との情報の共有化を促進する。 （4）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理し、積極的な情報公開を行う。	・研究所の経営判断等に関する重要な審議案件については、幹部職員で構成する「運営会議」を定期的に開催し、効率的かつ円滑に審議・調整を図った。特に研究体制に関しては、研究室の整備や共同利用機器の移設、実行予算の編成、予算執行状況等について随時報告を行うとともに、運営会議の議事内容を各プログラムリーダー／センター長を通じて、職員に対して周知徹底を図ることにより、共通認識の浸透及び効果的な組織運営に努めた。また、緊急に意思決定が必要な案件に対しては、「臨時運営会議」を開催し、その時々課題に柔軟かつ迅速に対応した。 ・管理部門と研究部門の情報共有及びプログラム相互間の理解、連携を図るため、研究企画委員会をはじめとする各種委員会等を頻回に開催して研究成果の向上や効果的な研究支援体制づくりに努めた。 ・毎週定期的にプログラムリーダー会議を開催し、プログラム間の情報共有及び相互連携強化、技術的事項に関する共通理解を図った。 ・毎月1回定期的に所内セミナーを開催し、研究者が各プログラム/センターの枠を超えて、研究内容や研究成果について相互の理解及び連携を図った。また、研究者の研究意欲の高揚を図るため、独創的な研究や画期的な研究成果を上げている外部の研究者を招へいし、外来セミナーを定期的に開催した。 ・若手研究者の知識や資質の向上を図るため、研究交流会を月2回程度定期的に開催した。 ・プログラムリーダー会議等を通じて、相互の意志疎通及び連携を図ることにより、組織横断的かつ効率的な研究の企画立案及び実施に努めた。 ・プログラムリーダーは、プログラムリーダー会議、運営会議等において、研究計画の進捗状況等を適宜報告するとともに、定例のセミナー等を通じて情報把握に努めた。 ・また中間報告会及び年度末評価会を開催し、各プログラムの調査研究及び業務の進捗状況の把握・管理並びに評価を実施した。また、予算の執行状況（運営費交付金、外部からの競争的資金、受託収入等）についても所内LANシステムの有効利用によりこれらの状況把握に努めた。 ・厚生労働科学研究費及び文部科学研究費補助金による研究業務を円滑に進め、予算の執行状況を常に把握する必要性から独自に開発した「予算執行管理システム」の運用により、随時の執行状況把握及び研究業務の円滑な実施が可能となった。 ・昨年度に構築した所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム間、事務部門との情報の共有化に努めた。 ・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。 ・また、研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開を行った。 ・情報公開については、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）を設置し受け付けているが、平成20年度の開示請求はなかった。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績		
（５）外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。		（５）研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。		（５）研究所の経営基盤の安定化を図るため、競争的研究資金や、受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組む。 また、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。		・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ・研究所の所有する設備等（運動実験施設：プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリメーター、骨密度測定装置等）について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。		
評価の視点等	【評価項目 第２－１ 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	（評定理由） 運営会議、各種委員会を通じて情報の共有化に努めるとともに、予算執行管理システムの開発・導入等による効率的な業務運営に努めきめ細やかな改善が図られたものと評価するが、医薬基盤研究所との統合を視野に入れた運営体制の整備や内部統制に関する取組等今後の課題もある。 （各委員の評定理由） ・運営会議、各種委員会を通じて情報共有化に努め、予算執行管理システムの開発・導入等により効率的な業務進行管理に努めた。 ・中期計画にそって、効率的な業務運営体制を維持しているとみなす。 ・安定した運営ぶりがうかがえる。 ・運営体制を改革して年数が浅く、また、基盤研究所との統合の話も視野にある中で、運営体制であることから、この事項の評価はBが適切である。 ・運営体制はきめ細かに改善が図られたようだ。 （その他の意見） ・内部統制に関する取り組みがよく見えない。次年度に向けた課題としておく。 ・若い職員の意見を聴取する体制も整えていただきたい。			評 定	A
【数値目標】 －		－						
【評価の視点】 ・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。		実績：○ 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。（業務実績 p. 26 参照）						
・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。		実績：○ 運営会議等で決定された研究所運営に関わる重要事項については、リーダーから職員への情報伝達を徹底するとともに、毎週開催する研究交流会、イントラネットの電子掲示板等を通じて、情報や意識の共有に努めた。（業務実績 p. 28 参照）						
・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。		実績：○ 定期的な幹部会議及び運営会議を開催し、各プログラム及び事務部における業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、イントラネットの電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。						
・業務進行管理のための体制が整っているか。		実績：○ 各プログラムの業務進行状況と予算執行状況を常時把握できるよう、新たに「予算執行管理システム」を職員が開発・導入し、業務の進行管理及び適切な予算の執行管理に努めた。						
・適切な情報公開が行われているか。		実績：○ 国民への積極的な情報提供、公開に努めた結果、平成 20 年度において開示請求はなかった。（業務実績 p. 28 参照）						
・設備の有効活用が図られているか。		実績：○ プールなどの運動実験施設、ヒューマンカロリメーター等について大学や企業等との共同研究等を通じて、有効利用を図った結果、平成 20 年度には延べ 11,020 人が利用した。						
【政・独委評価の視点】 5 内部統制 ・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。		実績：○ ・法人設立時に制定した「倫理規程」を運営会議やイントラネット等により、役職員への周知徹底を図り、国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、研究所の業務に対する国民の信頼の確保に努めた。 ・研究面においては、外部有識者を含む「研究倫理審査委員会（3 部会）」を設置し、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得ながら適正な研究を実施することに努めた。 ・年度ごとに監査計画を策定し、監事による研究所の事業内容全般、会計及び契約に関する監査を実施している。						
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 ・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。		実績：○ ・業務の効率化及び人件費や業務経費等のコスト管理を推進するため、幹部職員で構成する運営会議等において、これらを分析・評価し、必要な意思決定を行った。 また、役員の提案で保有自動車売却し、人的コスト及び経費の削減やN R試験監督業務の一般入札による外部委託を実施するなど、更なるコスト削減を推進した。						

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第２期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績		
2. 研究・業務組織の最適化に関する事項		2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置		2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置				
(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。		(1) 研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形での業務運営を行う。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。		(1) 6 プログラム及び2 センターについては、各セクションにおいて、常勤職員の人件費を含めたコスト管理及び研究業務について、経営的な視点を併せ持ちながら運営を行う。 年度当初の組織は別紙1 のとおりであるが、独立行政法人の整理合理化計画（平成1 9 年1 2 月2 4 日 閣議決定）に示された方向性を踏まえて、必要な見直し検討を行う。 特に、国際産学連携センター、情報センターについては、より効率的な事業実施のために、組織のあり方の検討や必要に応じての改変を行う。		・役員等が併任していた1 センター長及び3 プロジェクトリーダーを公募・採用し専任化するなどの人員配置を行い、効率的・効果的な業務推進体制の充実を図った。また、事務部においても研究業務支援の一層の充実を図るため、調整係長を専任とした。 ・外部研究資金等を活用して、研究補助員を採用・配置するなど、各プロジェクトの研究・業務の量や位置づけに応じた人員配置を行った。 ・年度末には、内部評価委員会及び外部評価員会において、各プログラム及びセンターの運営状況並びに成果に関する評価を受け、良好に組織運営がなされていることが確認された。 ・組織の運営状況の評価、研究職員の研究業務実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を活かした柔軟な取り組みを引き続き進めた。		
(2) 他機関との連携・交流を強化し、組織の活性化を目指すこと。		(2) 民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。		(2) 国内外の民間企業、大学、他研究機関との研究協力を推進し、研究者の受け入れ及び研究所研究員の派遣を行う。それにより人材の養成と資質を向上させ、組織の活性化を図る。		・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者（客員研究員、協力研究員、研修生）の受け入れは、それぞれ33 名、40 名、34 名（ベトナム1 名を含む。）であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。 ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義の実施等を通じて、若手研究者等を育成するとともに、それらの機関との共同研究等の基盤を構築した。		
評価の視点等	【評価項目 第2－2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A			評 定	A	
		研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図っている。				(評定理由) 研究・業務組織の最適化に向けて、人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材育成や組織の活性化を図るなど、改善に向け中期目標を上回る取組を行っているとして評価できる。		
【数値目標】 －		－						
【評価の視点】 ・研究及び業務チームは適切に組織されているか。		実績：○ プログラムリーダーの専任化、業務量の多いプロジェクトへの職員の増員など柔軟な対応を行い、適切な組織運営に努めた。（業務実績 p. 30 参照）				(各委員の評定理由) ・人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成および組織の活性化を図った。 ・柔軟な組織運営を行い、適切な対応がされている。 ・外部との交流や人材養成により活性化を図っていること。 ・研究・業務組織の最適化に向けて、常に見直しを図り、必要な改善に取り組んでいることを認められる。		
・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。		実績：○ 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを行った。				・限られた条件で最大限の措置をして、研究と業務を推進しており、中期目標を概ね達成しているのでB評価が適切である。 ・6 プログラム・2 センター制はうまく機能しつつあるようだ。		
・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。		実績：○ 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。				(その他の意見)		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
3. 職員の人事の適正化に関する事項 （1）重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。 （2）研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等、給与面に反映させること。 （3）研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置 （1）重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。 （2）非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。 （3）研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置 （1）重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、重点プロジェクトとして位置づけ、研究員、研究補助員等を適切に配置するとともに、外部の協力研究員の一層の活用を図る。 また、一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、自主的な健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。 （2）大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業も含めて、民間企業、団体等との兼業についても、研究所の目的、理念に合致したものについて積極的にを行い、成果の社会還元を促進する。 また、各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績評価を、各個人の昇給・昇任等、給与面に反映させる。 （3）「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則公募制、任期付の採用を行う。 任期付研究員については、任期中の実績評価を厳密に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付き研究員の採用にあたっては、流動化計画を図る一方、研究所における長期的な展望を考えるとデメリットもあることから、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 女性研究員の採用を可能な限り行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、フレックスタイム制をフル活用するとともに、各種制度の活用を進める。	・当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置に努めた。特別研究員については9名を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。 ・研究補助員についても、各プログラム及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の実施体制を整備した。 ・平成21年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員34名（任期付研究員11名を含む。）、特別研究員9名、流動研究員2名、客員研究員33名、協力研究員40名、その他技術補助員76名及び研修生34名である。 ・非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究の成果を商品開発や効果的なサービスの提供等に結びつけるための方策を検討し、さらに連携を促進させるため、倫理規定等を遵守しつつ、兼業を促進した。 ・各研究員については、所属するプログラムやセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。 ・平成13年度の独立行政法人化以来、平成20年度末までに任期付研究員として採用した者は22名であり、うち12名が任期満了した。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ・平成20年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を3名採用した。平成20年度末現在、常勤研究員34名のうち、女性研究員は4名のリーダーを含め10名となった。 ・研究職員においてはフレックスタイム制を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。なお、平成20年度に、産休・育休の対象となる職員はなかった。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績			
（４）事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。		（４）事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。 ※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の１００％を上限とする。 （参考１） 期初の常勤職員数 47名 期末の常勤職員数 47名（以内） （参考２） 中期目標期間中の人件費総額 2, 335百万円（見込） ただし、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。		（４）事務職員についても、自己評価を行うとともに、個人面接を行い、直近上司と総括上司の段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映する。		・事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を行うとともに、評価結果を昇給や勤勉手当の算定等に反映させた。			
評価の視点等	【評価項目 第２－３ 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A				評 定	A	
【数値目標】 －		プロジェクトの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度の評価の処遇等への反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。			（評定理由） 業務に対応した適正な人員配置、研究成果や貢献度の処遇等への反映、外国人や女性研究員の配置など、限られた条件のもとで、成果を上げたことは高く評価できる				
【評価の視点】 ・メリハリのある人員配置ができているか。		実績：○ 重点プロジェクトや法定業務等に対して重点的に研究員、技術補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。（業務実績 p. 32 参照）			（各委員の評定理由） ・適正な人員配置を行い、研究成果や貢献度の評価の処遇等への反映等、職員人事の適正化に努めた。 ・業務に対応した適切な人員配置、女性の働く環境の整備など、努力を認める。 ・外部の研究員の活用。 ・外国人と女性研究員の配置について、限られた条件のもとで、成果を挙げたので A 評価が適当。 ・職員人事の適正化についても常に見直し、必要な改善は図られている。常勤研究員３４名のうち、女性研究員１０名という配置は高く評価できる。 ・人事の適正化はひとまず達成されたようだ。研究所の努力を評価する。				
・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。		実績：○ 研究職員については、所属するプログラム等の研究実績やそれらへの貢献度を評価し、それを昇級・昇任や賞与の算定等に反映させた。							
・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。		実績：○ 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という国の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。							
・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。		実績：○ 外国人１名をプロジェクトリーダーに採用したほか、常勤研究員３４名のうち女性が１０名を占めるなど、外国人及び女性の登用を図るとともに、フレックスタイム制など女性が働きやすい環境づくりに努めた。			（その他の意見）				
・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。		実績：○ 事務職員について、幹部職員による段階的評価を昇級・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。（業務実績 p. 34 参照）							
・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ 人件費の決算額を予算額の 97.7%にとどめた。							

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績	
4. 事務等の効率化・合理化に関する事項		4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置		4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置			
(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。		(1) 研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課（仮称）を設け、研究員が最大限の成果を得られるようにする。 また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。		(1) 業務の効率化を図るため、意志決定の迅速化を図るとともに、権限と責任を明確にした組織運営を行う。 迅速な意志決定と柔軟な対応をとるため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務を見直し、可能かつ適切な業務については、外部委託を進める。		・事務部長が業務課長を併任していたが、業務課長の専任発令（会計課長併任）を行い、権限と責任の均衡を保てる組織運営に改めた。その結果、研究成果の積極活用や対外的業務など、業務課における事務の円滑・効率的処理が図られるとともに、事務部長による部内のきめ細かい効率的管理の徹底が図られた。 ・消耗品の一括購入や所内 LAN の活用による用紙の節減等を引き続き実施するとともに、電子掲示板の活用などによる業務の効率化に努めた。特に公用車については 2 台中 1 台を廃車にして自動車運転業務等の効率化したほか、定型的な業務及びデータ入力業務の外部委託を行った。 ・迅速な意志決定や柔軟な対応を目的として、必要に応じて事務部連絡会議を開催し、迅速かつ適切な意思決定に努めた。	
(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。		(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。		(2) 事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修を行う。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を充実する。		・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、独立行政法人の業務運営に関するセミナー、共済組合実務研修及び財務省主催会計研修等に事務職員を参加させた。 ・職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA 機器の更新、デスクの配置換えなど職場環境の整備・充実を図った。	
(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの効率化を図ること。		(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。		(3) 業務の効率化を図るため、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化・効率化を図る。		・「予算執行管理システム」の導入・運用により、予算の執行管理を容易かつ正確に行うことが可能となるなど、事務の効率化に寄与した。また、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化及び効率化に努めた。	
評価の視点等	【評価項目 第 2－4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A			評 定	B
【数値目標】 －		「予算執行管理システム」の開発・導入、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るとともに、各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んでいる。				(評定理由) 外部委託等により、業務の効率化・合理化は中期目標の達成に向け適切に進められているが、外部委託等により効率化した部分が、他の業務や人員配置にどう反映されたか等の効果がみえにくい。	
【評価の視点】 ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。		実績：○ 所内 LAN システムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。（業務実績 p. 36 参照）				(各委員の評定理由) ・業務の効率化を図り、職員の資質および意識の高揚を図る等、事務等の効率化・合理化に努めた。	
・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。		実績：○ 自動車運転業務、設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、一般競争入札による外部委託を引き続き進めた。				・中期計画通りの実績とみなす。	
・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。		実績：○ 業務課を中心として、業務システムの研修会やミーティングを適宜行った。				・事務の効率化が中期目標の達成に向け適切に進められている。	
・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。		実績：○ 予算の執行管理を効率的に実施するため、事務部職員が自らシステムを開発したほか、事務部と情報センターが連携して、業務システムの最適化を進めた。				・外部委託により効率化を実施しているが、委託により、効率化した部分を他の業務に反映させたところが見えにくい。また、人員削減とどう連動しているかが分からない。	
・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。		実績：○ 所内 LAN システムを活用し、各種事務文書の電子媒体化を進めることにより、文書の共有化・合理化を図った。				・業務の効率化への努力と成果を評価するが、本年度の特記事項がないので、B 評価が適当である。	
						・事務等の効率化・合理化が前向きにすすめられていることは理解できる。	
						(その他の意見) ・効率化・合理化による経費削減効果が本項の中に記述されるようにのぞみたい。	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
5. 評価の充実に関する事項 （1）毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。 （2）第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。 （3）評価に関する結果は、ホームページで公開すること。 （4）研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。	5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置 （1）毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。 （2）柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。 （3）内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。 （4）研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。	5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置 （1）プログラム及びセンターの報告会を年2回、全プロジェクトの報告会を年1回行い、それらを踏まえて中間及び年度の内部評価を実施する。中間評価については、年度途中の研究業務の見直しにより、効果的な実施につなげる。 （2）外部有識者による評価委員会については、研究所の主要な研究業務の進捗状況、成果の社会へのアウトプット、将来の発展性という観点から、また研究所の組織運営に関しては、特により良い研究環境の構築という視点から、評価を受ける。また、平成21年度計画については事前に評価を得る。 （3）内部及び外部評価の結果は、ホームページ上で公開する。評価結果については、プログラム、プロジェクトリーダーの範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた職員全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容の改善などにつなげる。また、理事長等役員は、評価結果等を踏まえて、研究資源の配分等に反映させる。 （4）各研究員においては、社会及び研究所で求められている自らの役割を十分認識した上で、当該年度における自らの研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、可能な限り客観的な指標を整理・分析するために、所内イントラネットを活用した業績等の登録システムを活用する。 各研究員の評価は、主にプログラム内での十分な成果の達成という視点からプログラムリーダー及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。	 ・各プログラム及びセンターの実績については、中間報告会（平成20年11月）及び外部評価委員会（平成21年3月）において所内公開で報告を行った。 ・各プロジェクトの報告については平成20年11月にプログラム／センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 ・これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各プログラム／センターの中間評価及び年度末評価を行った。 ・平成21年3月18日に平成20年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成21年度計画についての事前評価を受けた。 ・評価結果については、内部及び外部評価ともにホームページ上に公開している、なお評価結果については、プログラムリーダー、プロジェクトリーダーの範囲にとどまらず、事務職員及び非常勤職員を含めた職員全員に指摘の内容、結果について周知を図り、研究所に求められている役割や方向性について、共通の理解を促し、研究及び業務の内容の改善に努めた。 また、評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映できた。 ・所内イントラネット上のデータベースを活用して、各研究者自身が論文・学会発表等の研究業績を登録し、各自の研究及び業務の成果が認識でき、点検できるようにした。また、登録データは個人評価のための業績リスト、各種評価委員会用資料、研究報告（年報）、マンスリーレポート（月次報告）のために活用可能なものとした。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第2－5 評価の充実に係る事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A
【数値目標】 －		各プログラム／プロジェクトについて、年2回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。		（評定理由） 各プログラム／プロジェクトごとに内部評価および外部評価を実施し、その結果を予算配分や人員配置に反映させるなど、効率的な運用を行っており、評価システムはひとまず整ったことを高く評価する。	
		－			
	【評価の視点】 ・ 内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	実績：○ 年度中間及び年度末に各プログラム及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。（業務実績 p.38 参照）			
	・ 第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	実績：○ 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。			
	・ 内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。	実績：○ 評価結果は職員に周知するとともに、次年度の研究予算や研究員の配置等に反映させた。			
	・ 研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。	実績：○ イントラネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施している。		（その他の意見） ・ 研究に対する内部、外部評価及び個人評価は連動されると思われるので、評価結果を生かしたシステムを分かるように表現してみてもどうか。	

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
6. 業務運営全体での効率化 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、光熱水料等の削減等に努め、平成17年度に比べて6%以上の削減を図る。 人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人員配置に努め、平成17年度に比べ3%以上の削減を図る。 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、業務の効率化、コストの削減に努め、平成17年度に比べて3%以上の削減を図る。	・一般管理費については、所要の削減率を見込み、自動車運行管理業務の軽減化及び引き続き事務消耗品等の一括購入などによる支出減額に努めたものの、受託勘定事業の減額に相俟って共同利用検査機器の修繕や複写機リース料など、一部の項目について執行額が予算額をやや上回る結果となった。 なお、当該年度は、平成17年度実績と比べ10.8%減（平成19年度実績と比べ2.5%減）、であるとともに、当該超過額は本中期計画期間内に生じた運営費交付金債務残高の範囲内である。 ・人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、職員の補充等に当たっては、原則公募による内部登用を行い、登用後の補充を見送った等により、平成17年度実績と比べ3%減と計画の範囲内で執行した。（平成19年度実績比 103.6%） ・当研究所の給与水準が対国家公務員指数で平成20年度104.8（事務・技術職員）、101.3（研究職員）と国家公務員の水準を上回った理由については、全職員の在勤地域が、地域手当16%の支給地（東京都特別区）であることによるもので、地域勘案による対国家公務員指数は91.3（事務・技術職員）、98.7（研究職員）である。 ・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算額で計画し、原則競争入札の実施などにより経費削減に努めたものの、重点調査研究である「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などの基礎データを得るのに不可欠な検査機器の修理が急遽必要となり、執行額が予算額を上回る結果となったものである。 なお、当該年度は、平成17年度実績と比べ6%減（平成19年度実績と比べ7.5%減）であるとともに、当該超過額は本中期計画期間内に生じた運営費交付金債務残高の範囲内である。

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

評価の視点等	【評価項目 第2－6 業務運営全体での効率化を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	B
		運営費交付金については、中期目標の達成に向けて、ほぼ計画どおり着実に削減を進めている。		（評定理由） 運営費交付金について、業務運営の効率化や経費削減に向けて努力し、中期計画の達成に向け、概ね計画どおりに削減を進めている。	
		一般管理費は、平成 19 年度実績比 2.5%減、平成 17 年度比 10.8%減である。 （業務実績 p.40 参照） 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）は、平成 19 年度比 3.6%増（地域手当の増額及び欠員補充による）、平成 17 年度比 3.0%減である。 業務経費は、平成 19 年度比 7.5%減、平成 17 年度比 6.0%減と中期目標を達成した。			
	【数値目標】 ・一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2％以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成 1 7 年度を基準として 1 0％以上の削減を達成する ・人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成 1 7 年度を基準として 5％以上の削減を達成する ・業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1％以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成 1 7 年度を基準として 5％以上の削減を達成する	実績：○ 機関誌の電子化や業務の外部委託の推進等により、運営費交付金を減額した。		（各委員の評定理由） ・運営交付金は、中期目標の達成に向け、ほぼ計画通りに削減を進めている。 ・中期計画にそった着実な実績とみなす。 ・ほぼ計画通りである。 ・人件費の中期目標が達成されていないが、累積欠損金がなく、経費削減への努力が概ね目標を達成している。研究所の将来に基盤研究所との統合を視野に入れての、効率化は十分に達成したと判断するので A 評価とする。 ・業務運営全体における効率化の努力は認められるものの、中期計画を大きく上回るものではない。 ・職員の協力により、中期目標は概ね達成されている。	
	【評価の視点】 ・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。	実績：△ 原則一般競争入札による調達、原則公募による任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減に努めた。			
	【政・独委評価の視点】 3 人件費管理 （1）給与水準 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。	実績：○ 役員報酬を引き続き据え置くとともに、職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。		（その他の意見）	
		実績：－ 累積欠損金はない。（該当なし。）			
	（2）総人件費 ・取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	実績：○ 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。			
	（3）その他 ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	実績：○ 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績	
第４　財務内容の改善に関する事項 通則法第２９条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 １．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項 (１) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。 (２) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。		第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 １．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 (１) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。 (２) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。		第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 １．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 (１) 厚生労働省、文部科学省等の政府機関、科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究に研究課題の応募を積極に行う。その際に、研究所の目的等を勘案し、競争力の高い研究課題を選択し、また、他の研究機関等との共同研究の中核となる課題を重視する。 健康・栄養に関する調査・研究及び、国、民間企業等の受託研究や業務については、研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受入、自己収入の増加に資する。 (２) 知的財産については、その出願や維持にかかる費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い、自己収入につなげる。 また、研究成果等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 施設開放にあたっては、自己収入の確保という点だけでなく、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて検討を行う。			
評価の視点等	【評価項目　第３－１　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置】	自己評価	B		評　　 定	B	
[数値目標]	—	競争的資金の獲得や受託研究、書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、経費削減についても平成 20 年度目標を達成した。			(評定理由) 競争的研究資金の獲得や受託研究等による自己収入の確保に取り組み、ほぼ計画どおりに進捗している。受託研究や共同研究の推進に向けた努力を期待する。		
[評価の観点]	・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。	実績：△ 社会的ニーズに対応し、かつ質の高い研究課題を選定した上で、積極的に競争的資金等の獲得に努めた。(業務実績 p. 42 参照)			(各委員の評定理由) ・競争的資金の獲得、受託研究等による自己収入の確保に取り組み、経費削減も目標を達成した。 ・経費削減について年度目標を達成するなど着実に努力が行われている。 ・競争的研究資金や共同研究の資金導入は昨年度と比較して概ね同じであること、また、受託研究の導入も一層の努力が必要であると判断することから、B評価とする。 ・外部研究資金その他、自己収入の獲得などの取り組みを認めるが、ほぼ中期計画通りの取り組みである。		
	・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。	実績：△ 研究成果を社会還元するため、受託研究や書籍等の監修を通じて自己収入の増加に努めた。					
	・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算の範囲内での実行に努めた。					
	・経費削減の達成状況はどのようなものか。	実績：○ 運営費交付金全体として、平成 17 年度比 4.8%減、平成 19 年度比 0.1%減とした。			(その他の意見) ・共同・委託研究費の減少が大きく影響したようだ。その原因の分析はすんでいるか。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第２期中期計画三年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	年 度 計 画	業 務 実 績
2. 経費の抑制に関する事項 （１）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。 （２）研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の節減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置 （１）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。 （２）研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。 第４ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙１のとおり。 2. 収支計画 別紙２のとおり。 3. 資金計画 別紙３のとおり。 第５ 短期借入金の限度額 1. 限度額 １００，０００，０００円 2. 想定される理由 ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足 第６ 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。 第７ 剰余金の使途 ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置 （１）６つのプログラム、２つのセンターにおいて常勤職員の人件費も含めた業務費のコスト管理を四半期毎に行う。 その結果については、運営会議、役員会での分析を行い効率的な運用につなげる。 このようなマネジメントサイクルにより、研究員のコスト意識の向上を図る。 （２）各プログラムにまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共有利用により人的資源、コスト削減につなげる。 データ入力、検体の定期検査など人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを進める。 また、契約にあたっては、原則一般競争入札を行う。 第４ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙２のとおり。 2. 収支計画 別紙３のとおり。 3. 資金計画 別紙４のとおり。	・各プログラム／センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理については、幹部職員で構成する運営会議等において、人事管理（登用時など）にあたっての分析、調整を実施し、一定の効率的運用を図った。 また、これらのコストについては、月次の会計決算によりコストの分析・管理を実施した。 ・光熱水料の節約励行をはじめ、消耗品等の一括購入など経費節減への取り組みについて、運営会議などでの議事内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。 ・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらに進め、コスト削減を行った。 ・国民健康・栄養調査におけるデータ入力、栄養情報担当者資格確認試験の試験監督等業務及び血液検査のアウトソーシングを進めるとともに、保有自動車を売却し、人的コスト及び経費の削減を行った。

評価の視点等	【評価項目 第3－2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	A
		事務処理の効率化、公用車の売却をはじめ、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。		(評定理由) 事務処理の効率化、経費の節減に向けたコスト管理に着実に取り組むとともに、月次監査等も行われ、中期計画を上回る成果を上げた。	
	【数値目標】 －	－			
	【評価の視点】 ・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。	実績：○ 調達案件の処理にあたり、原則一般競争入札とし、効率的な資金運用に取り組んだ。また公用車1台を廃止し、さらなる経費節減を図った。(業務実績 p. 44 参照)		(各委員の評定理由) ・事務処理の効率化、公用車の売却等経費節約に向けたコスト管理への取組を行った。	
	・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。	実績：○ 運転業務や設備等点検業務に加えて、研究業務についてもデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。		・効率的な組織運営を着実に行っていると評価する。	
	・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。	実績：○ 予算の削減計画において、運営費交付金全体としては計画どおりに達成されたが、うち業務経費については、重点調査研究等の実施に不可欠な検査機器の故障修理のため、実績が予算額を上回る結果となった。(業務実績 p. 40 参照)		・月次監査の実施により、適正化に努めていること。	
	・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。	実績：○ 運営費交付金のうち必要な債務はすべて収益化し、支出を行った。		・経費削減の数値目標は概ね達成しているのでB評価が適切である。	
	【政・独委評価の視点】 1 財務状況 (1) 当期総利益（又は当期総損失） ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。	実績：○ 当期の総損失額は、5, 831, 744 円であり、比較的少額にとどまっている。 (要因) 栄養情報担当者（NR）認定事業収入が前年度に比べ約700万円減収となった上、試験監督業務の外部委託、試験、研修会開催のための会場賃借料などの経費の支出が収入を上回ったことによる。		・事務処理の効率化など、矢継ぎ早の取り組みによって、中期計画以上の成果をあげている。	
	(3) 運営費交付金債務 ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	実績：－ 運営費交付金について、該当事例はない。		・経費の抑制には着実に取り組まれているようだ。	
	・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。	実績：○ 運営費交付金の未執行事例はなく、業務にも着実に取り組んでいる。		(その他の意見)	
	4 契約 (1) 契約に係る規程類、体制 ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。	実績：○ ・予定価格については、既に契約事務取扱要領を改定し、契約方式等については規程の改正を基にマニュアルの整備を進めている。 ・監事による月次監査を毎月実施し、契約の適正化に努めている。 ・応札者の範囲拡大のため、公告をホームページ及び掲示板に掲載するとともに、参加が予想される業者に対し電話連絡等により周知を図っている。また、公告期間を最低10営業日以上となるよう努めている。			
	・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。	実績：○ 特定委託契約については契約毎に相手方に再委託の有無を確認し、状況把握に努めている。 また、「権利義務の譲渡」として契約書に記載し、再委託を禁止している。現在のところ第三者への再委託の事例は確認されていない。			
	(2) 随意契約見直し計画 ・「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。	実績：○ ・随意契約によることができる場合を定める基準について、平成19年8月31日付にて「契約事務取扱要領」を改正し、国より厳しい基準に設定。 ・予定価格が100万円を超えるものについては、平成19年度以降公表。 ・複数年契約に係る調達案件など、随意契約によることがやむを得ない場合以外は、一般競争入札へ移行。 ・随意契約は、件数、金額ともに平成19年度と比べ減少した。 ・会計担当監事が毎月の月次監査時に、随意契約見直し計画の進捗状況等について評価している。			
	(3) 個々の契約 ・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。	実績：○ ・会計担当監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。			

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画三年度目）

中 期 目 標		中 期 計 画		年 度 計 画		業 務 実 績	
第 5 その他の業務運営に関する重要事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 5 号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 （１）セキュリティの確保 情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。		第 8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置 （１）セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。 （２）施設及び設備に関する計画 該当なし。 （３）積立金処分に関する事項 該当なし。		第 5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置 （１）セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。 第 6 平成 2 0 年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙 5 のとおり。		・「セキュリティ対策実施手順書」の作成及びアプリケーションソフトの導入などを行い、セキュリティ確保に努めた。また、セキュリティ監査会社によるセキュリティチェックを受け、問題点について速やかに改善を図った。 別紙 9 のとおり	
評価の視点等	【評価項目 第 5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】	自己評価	A			評 定	A
		保有する情報システムについて、「セキュリティ対策実施手順書」の作成など、適切な対策を講じて、セキュリティ対策を一層強化した。				(評定理由) 保有する情報システムについて、セキュリティ対策手順書の作成等、セキュリティ対策の充実・強化が図られ中期目標を上回る対策が講じられている。	
【数値目標】 —		—				(各委員の評定理由) ・保有情報について、セキュリティ対策実施手順書の作成等、適切な対策を講じてセキュリティ対策を強化した。 ・特筆すべき事項はないが、計画にそった適切な業務遂行がされていると評価。 ・セキュリティ対策に努力されている。 ・情報システムのセキュリティ対策が十分に取られ、昨年度より改善されているが B 評価が適当。 ・中期計画を上回るセキュリティ対策を講じていることが認められる。 ・概ね中期目標を達成している。	
【評価の視点】 ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。		実績：○ 「セキュリティ対策実施手順書」の作成及びアプリケーションソフトの導入等により、さらなるセキュリティの強化を図った。また、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した（業務実績 p. 46 参照）				(その他の意見) ・ここの部分のコスト／パフォーマンスを算出し、管理することを期待したい。	

平成20年度業務実績評価参考資料

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成21年8月

目 次

参考 1	財務状況	1
参考 2	保有資産の管理・運用等	4
参考 3	人件費管理	5
参考 4	契約	18
参考 5	内部統制	21
参考 6	関連法人	22
参考 7	中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組	23
参考 8	業務改善のための役職員のイニシアティブ等	24

(参考 1)

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総損失 0.06 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金） 0 億円
③当期独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金債務	7.89 億円（執行率 99.9 %）

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	・当期の総損失額は、5,831,744 円であり、比較的少額にとどまっている。 〈要因〉 栄養情報担当者（NR）認定事業収入が前年度に比べ約700万円減収となった上、試験監督業務の外部委託、試験、研修会開催のための会場賃借料などの経費の支出が収入を上回ったことによる。
------------------------------	---

貸借対照表
(平成21年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額			
資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金		177,204,154		
前渡金		5,000		
前払費用		621,225		
未収入金		14,196,249		
流動資産合計			192,026,628	
Ⅱ 固定資産				
1 有形固定資産				
車両運搬具	3,549,000			
減価償却累計額	△ 3,050,362	498,638		
工具器具備品	582,457,008			
減価償却累計額	△ 485,846,474	96,610,534		
リース資産(工具器具備品)	73,683,200			
減価償却累計額	△ 59,716,322	13,966,878		
有形固定資産合計		111,076,050		
2 無形固定資産				
電話加入権		1,549,800		
無形固定資産合計		1,549,800		
固定資産合計			112,625,850	
資産合計				304,652,478
負債の部				
Ⅰ 流動負債				
運営費交付金債務		103,436,231		
未払金		69,195,426		
未払消費税		91,000		
前受金		2,843,155		
預り金		2,970,043		
短期リース債務		7,547,865		
流動負債合計			186,083,720	
Ⅱ 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	36,618,245			
資産見返寄附金	1,342,485			
資産見返(その他)	11,364,609			
資産見返物品受贈額	17,132,895			
長期リース債務	6,799,076			
固定負債合計		73,257,310	73,257,310	
負債合計				259,341,030
純資産の部				
Ⅰ 資本金			0	
Ⅱ 資本剰余金			0	
Ⅲ 利益剰余金				
積立金		51,143,192		
当期末処理損失(△)		△ 5,831,744		
(うち当期総損失(△))		△ 5,831,744		
利益剰余金合計			45,311,448	
資本合計				45,311,448
負債純資産合計				304,652,478

損益計算書
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
研究業務費			
給与及び手当	321,980,891		
法定福利費	43,241,124		
退職金手当	37,398,805		
非常勤職員賃金	87,484,128		
業務委託費	35,788,077		
支払リース料	5,976,497		
賃借料	6,665,523		
減価償却費	34,591,570		
保守・修繕費	15,366,088		
水道光熱費	44,507,086		
旅費交通費	16,174,334		
消耗品費	75,445,280		
備品費	3,444,092		
謝金	13,374,290		
通信費	2,227,684		
図書印刷費	5,111,146		
その他	3,450,546	752,227,161	
一般管理費			
役員報酬	39,170,996		
給与及び手当	93,991,482		
法定福利費	19,373,046		
退職金手当	163,296		
非常勤職員賃金	13,720,942		
業務委託費	25,126,853		
支払リース料	804,991		
減価償却費	530,220		
保守・修繕費	5,868,670		
水道光熱費	8,070,371		
旅費交通費	641,940		
消耗品費	8,119,731		
備品費	938,265		
謝金	240,000		
通信費	2,711,742		
図書印刷費	2,117,712		
その他	1,925,287	223,515,544	
財務費用			
支払利息		427,266	
雑損		997	
経常費用合計			976,170,968
経常収益			
運営費交付金収益		784,494,151	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	9,788,173		
資産見返物品受贈額戻入	2,914,598		
資産見返寄附金戻入	2,152,180		
資産見返戻入(その他)	1,920,448	16,775,399	
受託収入			
政府受託収入	14,730,000		
その他受託収入	77,447,700	92,177,700	
試験手数料収入		7,224,000	
栄養情報担当事業収入		39,457,210	
講習会収入		500,000	
寄附金収益		3,258,772	
雑益		25,674,249	
財務収益			
受取利息		490,968	
経常収益合計			970,052,449
経常損失			6,118,519
臨時損失			
その他(臨時損失)		122,685	122,685
臨時利益			
固定資産売却益		409,460	409,460
当期純損失			5,831,744
当期総損失			5,831,744

(参考2)

保有資産の管理・運用等

①保有資産の管理・処分の状況	・ 当研究所において減損又はその兆候に至った固定資産は無い。
----------------	--

(参考3)

人 件 費 管 理

①給与水準・総人件費の状況	・役員報酬を引き続き据え置くとともに職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。 ・退職した職員の補充見送りや併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。
②福利厚生費の見直し状況	・福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

平成20年度は、常勤・非常勤役員の業績及び法人としての業務実績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 19,109	千円 11,856	千円 5,435	千円 1,660 (地域手当) 158 (通勤手当)			
理事 (1人)	千円 17,480	千円 10,836	千円 4,967	千円 1,517 (地域手当) 160 (通勤手当)			*
A監事 (非常勤)	千円 1,336	千円 1,336	千円 0	千円 0			
B監事 (非常勤)	千円 1,246	千円 1,246	千円 0	千円 0			

注1:「その他」欄の地域手当については、国の職員については地域の民間水準を国家公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当であって、当研究所においても国家公務員に支給される当該手当に準じ支給しています。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 該当無し	年	月				
理事	千円 該当無し	年	月				
監事A (非常勤)	千円 該当無し	年	月				
監事B (非常勤)	千円 該当無し	年	月				

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第二期中期計画の予算における人件費の範囲内で、人事院勧告を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、中期計画の人件費の見積を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、勤務成績に応じ、勤勉手当を支給することにより反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	国家公務員の給与改定に準拠して、事務職員については、資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階的評価を行うとともに、評価結果を賞与の算定に反映させた。また、研究職員についても所属部門の研究成果への貢献度及び業績を評価し、賞与の算定に反映させた。
昇給・昇格	事務職員については、資質、仕事に対する意欲及び取組姿勢等について上司による段階的評価を行うとともに、評価結果を昇給の算定に反映させた。また、研究職員については所属部門の研究成果への貢献度及び業績を評価し、昇給・昇格の算定に反映させた。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

・地域手当については、国家公務員の給与改定に準拠し100分の14.5から100分の16に改定した。

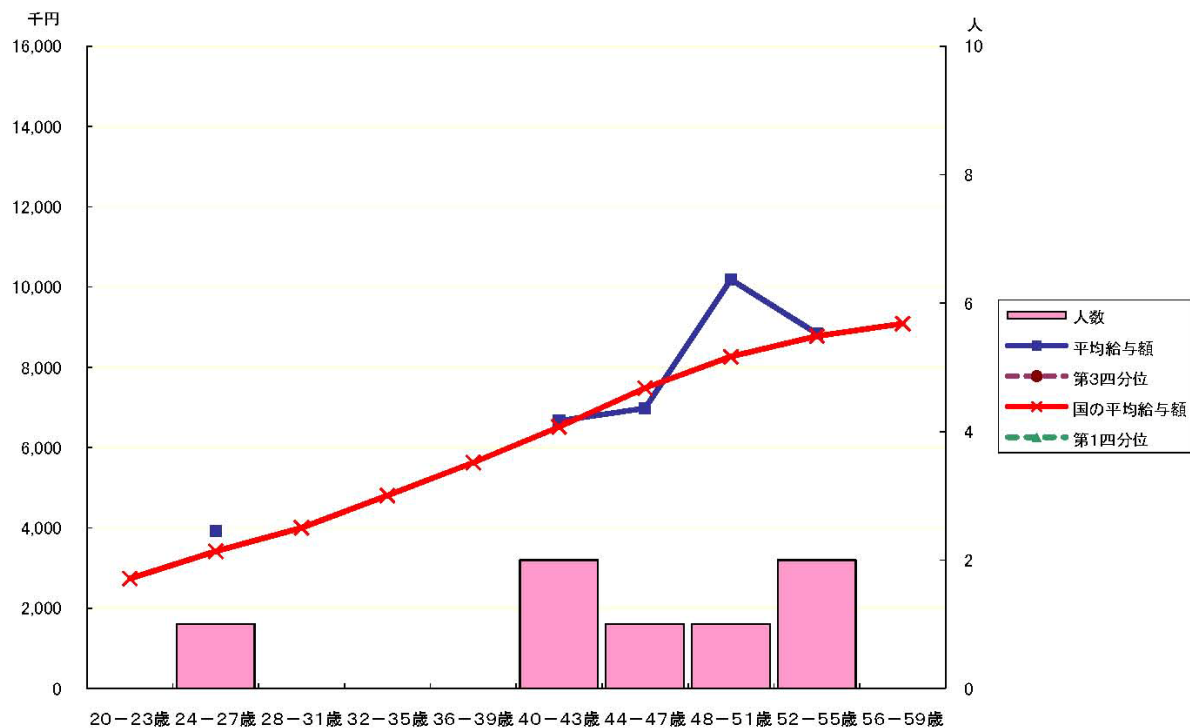
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 28	歳 47.5	千円 9,582	千円 7,065	千円 173	千円 2,517
事務・技術	人 7	歳 44.9	千円 7,649	千円 5,546	千円 204	千円 2,103
研究職種	人 21	歳 48.3	千円 10,226	千円 7,571	千円 162	千円 2,655
在外職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 7	歳 40.8	千円 7,818	千円 6,160	千円 202	千円 1,658
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 7	歳 40.8	千円 7,818	千円 6,160	千円 202	千円 1,658
再任用職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 9	歳 35.8	千円 3,107	千円 2,469	千円 142	千円 638
事務・技術	人 4	歳 42.5	千円 3,029	千円 2,259	千円 133	千円 770
研究職種	人 5	歳 30.5	千円 3,170	千円 2,638	千円 149	千円 532

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	2	—	—	—	—
・本部係長	3	46.2	—	7,051	—
・本部主任	1	—	—	—	—
・本部係員	1	—	—	—	—

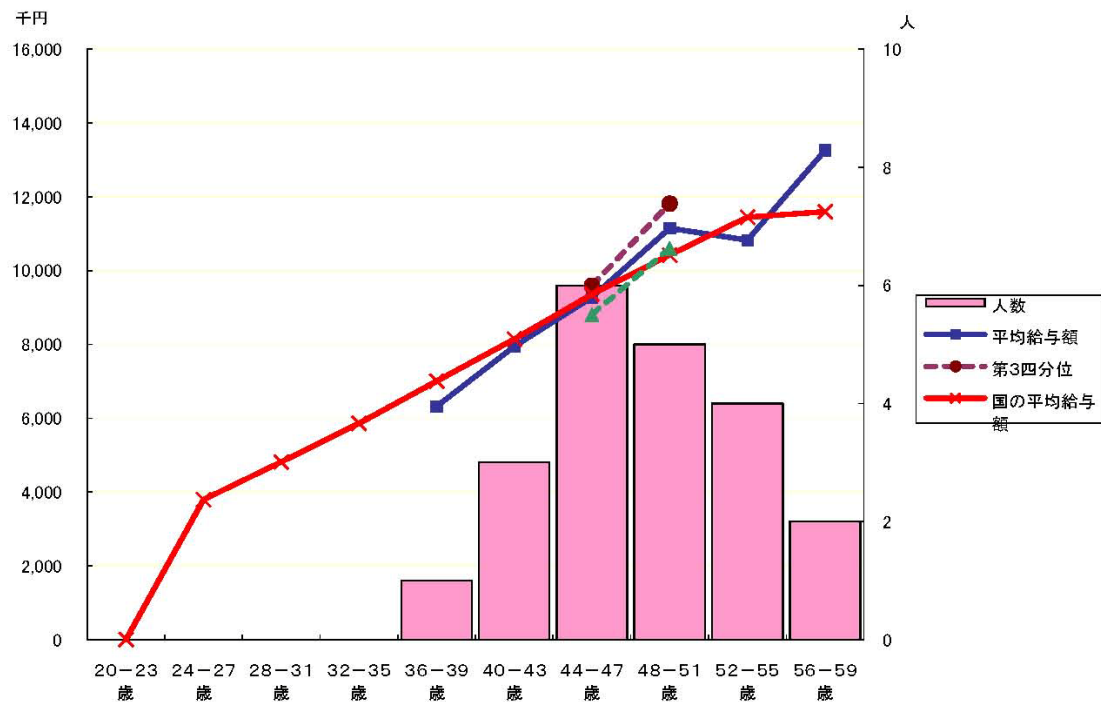
注1:課長、係員、主任、係員は該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注2:本部係長は該当者が3人であることから、四分位の値が求められないため、第1四分位及び第3四分位の欄を記載していない。

注3:事務部長は平成20年度から平成21年度に引き続いて在職していないため記載していない。

注4:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(研究職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・主幹	1	—	—	—	—
・部長	4	52.8	—	12,059	—
・室長	8	47.3	9,438	9,758	10,012
・主任研	7	48.5	8,574	9,483	10,781
・研究員	1	—	—	—	—

注1:主幹、研究員は該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注2:本部長は該当者が4人であることから、四分位の値が求められないため、第1四分位及び第3四分位の欄を記載していない。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

事務・技術職員

区分	計	8級	7級	6級	5級
標準的な職位				課長	
人員 (割合)	7人 28.6%	該当無し	該当無し	2人 28.6%	該当無し
年齢(最高～最低)					
所定内給与年額(最高～最低)					
年間給与額(最高～最低)					
区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		係長	係長主任	主任	
人員 (割合)		2人 28.6%	2人 28.6%	1人 14.3%	該当無し
年齢(最高～最低)					
所定内給与年額(最高～最低)					
年間給与額(最高～最低)					

注:6級、4級、3級及び2級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

研究職員

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		プログラムリーダー	プログラムリーダー	プロジェクトリーダー	上級研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	21人	該当無し	5人 23.8%	11人 52.4%	4人 19.0%	1人 4.8%	該当無し
年齢(最高～最低)			56～49歳	54～42歳	47～40歳		
所定内給与年額(最高～最低)			千円 9,851～8,370	千円 7,987～6,585	千円 6,519～4,828		
年間給与額(最高～最低)			千円 13,700～11,812	千円 10,781～8,823	千円 8,802～6,283		

注:2級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% —	% —	% —
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% —	% —	% —
	最高～最低	— ～ —	— ～ —	— ～ —
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 67.7	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 32.3	% 33.4
	最高～最低	38.0～32.9	34.5～29.4	34.3～32.1

注:管理職員については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.2	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.8	% 35.1
	最高～最低	42.4～31.9	43.3～29.1	42.9～30.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 68.3	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 31.7	% 33.4
	最高～最低	50.6～32.8	34.9～29.9	38.9～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

104.8

対国家公務員(研究職)

101.3

対他法人(事務・技術職員)

97.9

対他法人(研究職員)

101.6

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 104.8 <table> <tr> <td>参考</td><td>地域勘案 91.3</td></tr> <tr> <td></td><td>学歴勘案 106.7</td></tr> <tr> <td></td><td>地域・学歴勘案 95.1</td></tr> </table>	参考	地域勘案 91.3		学歴勘案 106.7		地域・学歴勘案 95.1
参考	地域勘案 91.3						
	学歴勘案 106.7						
	地域・学歴勘案 95.1						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当研究所の事務職員は全員が国からの出向職員であり、給与水準も国に準じた体系を取っていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらないことに加え、平均給与月額が最も高い本府省出向者が職員12人中4人(平成19年度は2人)であること、及び正規職員の定型的業務についても非常勤職員等の活用を進めていることから管理職の割合が高くなっているため(12人中3人)と考えられる。						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.1% (国からの財政支出額 803,768,000円、支出予算の総額 898,704,000円：平成20年度予算) 【検証結果】 当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため財政支出の割合が高いが、競争的資金の獲得、知的財産の活用及び研究施設の活用等により自己収入の増加を図ってきているところである。給与水準についても国に準じた体系(国に準じた俸給表等)を適用しており、適正な水準にあるものと考えている。 なお、平成20年度決算における支出総額789百万円のうち、給与、報酬等支給総額452百万円の占める割合は57.3%である。 当研究所は国の機関から独立行政法人に移行した経緯から、主たる経費は運営費交付金で措置することとなったため給与、報酬等の支出割合は高いが国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成19年度決算) 【検証結果】 該当なし						
講ずる措置	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、平成22年度には平成19年度の指数である93.6を目標とし引き続き改善を図ることとする。						

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 101.3		
	参考	地域勘案	98.7
		学歴勘案	100.5
		地域・学歴勘案	98.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当研究所の研究職員は全員が大学卒業以上の高学歴者であり、研究職員32人中23人が博士課程の修了者である。 また、当研究所は所在地が東京都新宿区のため、全職員が地域手当18%の適用を受けているためと考えられる。		
講ずる措置	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 人事異動、特に定年等による退職者の補充を行う際には、原則公募により中途採用や若い職員の配置をさらに積極的に進め、平成22年度には平成19年度の数値である96.6を目標とし、引き続き改善を図ることとする。		

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 452,562	千円 431,581	千円 20,981	(%) 4.86	千円 △ 4,698	(%) △ 0.01
退職手当支給額 (B)	千円 37,562	千円 23,240	千円 14,322	(%) 61.63	千円 △ 44,492	(%) △ 0.54
非常勤役職員等給与 (C)	千円 153,776	千円 146,334	千円 7,442	(%) 5.09	千円 29,390	(%) 0.24
福利厚生費 (D)	千円 62,614	千円 66,567	千円 △3,953	(%) △5.94	千円 △ 5,785	(%) △ 0.08
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 706,514	千円 667,722	千円 38,792	(%) 5.81	千円 △ 25,585	(%) △ 0.03

総人件費について参考となる事項

- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- ①中期目標においては、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めることを定めている。
- ②中期計画においては、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成することとし、併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。
- ③人件費削減の取り組みの進捗状況
- 19年度に比べて20年度は人件費の中の地域手当の増、19年度中途採用者が20年度において引き続き勤務している等の増加要因により対前年度4%以上の増加となったが、引き続き、定年退職者及び任期付研究員の任期満了等を含め適切な人事計画を立て、中期目標期間の5年間で5%の削減達成に取り組んでいく。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	429,528	438,792	408,781	425,451
人件費削減率 (%)		2.2	△4.8	△ 0.9
人件費削減率(補正值) (%)		2.2	△5.5	△ 1.6

注1: 「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2: 競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画H18. 3. 28閣議決定)において指定されている戦略的重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者いう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3: 注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)443,674千円、平成18年度457,260千円及び平成19年度431,581千円であった。

IV 法人が必要と認める事項

特になし

人件費削減年度別対比表

独立行政法人 国立健康・栄養研究所

(単位:円)

	平成17年度	平成19年度	平成20年度	対17年度比	対19年度比
役職員給与総額(退職手当・法定福利費を除く)	446,350,831	434,162,550	455,143,369		
除外額	14,146,032	29,526,478	35,972,682		
① 人事院勧告による給与の増加額	—	6,736,519	8,860,760		
② 若手任期付研究員人件費	14,146,032	22,789,959	27,111,922		
差引比較対象額	432,204,799	404,636,072	419,170,687	97.0%	103.6%

* 除外対象

① 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)における、今後の(平成18年度以降の)人事院勧告を踏まえた給与改定分。

② 当研究所は研究開発力強化法に定める研究開発法人であるため、運営費交付金により雇用されている任期付研究員のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事している者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)に係る人件費。

契 約

①契約に係る規程類、体制の整備状況	・ 予定価格については、既に契約事務取扱要領を改定し、契約方式等については規程の改正を基にマニュアルの整備を進めている。 ・ 監事による月次監査を毎月実施し、契約の適正化に努めている。 ・ 応札者の範囲拡大のため、公告をホームページ及び掲示板に掲載するとともに、参加が予想される業者に対し電話連絡等により周知を図っている。また、公告期間を最低 10 営業日以上となるよう努めている。 ・ 特定委託契約については契約毎に相手方に再委託の有無を確認し、状況把握に努めている。また、「権利義務の譲渡」として契約書に記載し、再委託を禁止している。現在のところ第三者への再委託の事例は確認されていない。
②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況	・ 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成 19 年 8 月 31 日付にて「契約事務取扱要領」を改正し、国より厳しい基準に設定。 ・ 予定価格が 100 万円を超えるものについては、平成 19 年度以降公表している。 ・ 複数年契約に係る調達案件など、随意契約によることがやむを得ない場合以外は、一般競争入札へ移行した。 ・ 随意契約は、件数、金額ともに平成 19 年度と比べ減少した。 ・ 会計担当監事が毎月の月次監査時に、随意契約見直し計画の進捗状況等について評価している。

(参考 4 の 2)

I 平成 20 年度の実績【全体】			
		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	11 件 (61%)	0.25 億円 (59%)
	企画競争	0 件 (0%)	0 億円 (0%)
随意契約		7 件 (39%)	0.17 億円 (41%)
合 計		18 件 (100%)	0.41 億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

II 平成 20 年度の実績【同一所管法人等】			
		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0 件 (0%)	0 億円 (0%)
	企画競争	0 件 (%)	0 億円 (0%)
随意契約		0 件 (0%)	0 億円 (0%)
合 計		0 件 (0%)	0 億円 (0%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

Ⅲ 平成２０年度の実績【同一所管法人等以外の者】			
		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	１１件 (61%)	０．２５億円 (59%)
	企画競争	０件 (0%)	０億円 (0%)
随意契約		７件 (39%)	０．１７億円 (41%)
合 計		１８件 (100%)	０．４１億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

Ⅳ 平成２０年度の実績【関連法人】			
		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	０件 (0%)	０億円 (0%)
	企画競争	０件 (0%)	０億円 (0%)
随意契約		０件 (0%)	０億円 (0%)
合 計		０件 (0%)	０億円 (0%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第二号から第七号までの金額を超えないもの）を除く。

内 部 統 制

①内部統制に係る取組 状況	・ 法人設立時に制定した「倫理規程」を運営会議やイントラネット等により、役職員への周知徹底を図り、国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、研究所の業務に対する国民の信頼の確保に努めた。 ・ 研究面においては、外部有識者を含む「研究倫理審査委員会（3 部会）」を設置し、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得ながら適正な研究を実施することに努めた。 ・ 年度ごとに監査計画を策定し、監事による研究所の事業内容全般、会計及び契約に関する監査を実施している。
--------------------------	--

(様式6)

関 連 法 人

① 関連法人への業務委託や出資等の状況	・ 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人はない。 (よって、関連法人に対する出資等もない。)
----------------------------	--

(様式 7)

中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組

① 中期目標期間の見直しを前提にした取組状況	・平成 20 年度は第 2 期中期計画の 3 年目に相当するが、現時点では外部評価委員会等において、当法人の調査研究業務は着実に進捗しており、組織・業務も効率的に運営されていると評価されている。 なお、当法人は第 2 期中期計画の最終年である平成 22 年度中に独立行政法人医薬基盤研究所との統合が予定されており、第 2 期中期計画の成果等を踏まえ、組織・業務の見直しを検討している。
-------------------------------	--

(様式 8)

業務改善のための役職員のイニシアティブ等

①業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況	・業務の効率化及び人件費や業務経費等のコスト管理を推進するため、幹部職員で構成する運営会議等において、これらを分析・評価し、必要な意志決定を行った。 また、役員の提案で保有自動車を売却し、人的コスト及び経費の削減やN R試験監督業務の一般入札による外部委託を実施するなど、更なるコスト削減を推進した。
-----------------------------------	--